

平成29年7月28日(金)

報道関係資料

○野澤 英児 (のざわ えいじ) 福岡労働局長着任挨拶

- 1 福岡及び九州・沖縄地域の雇用失業情勢について (平成29年6月分)
- 2 「出張ハローワーク!ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。
- 3 平成29年7月九州北部豪雨災害への福岡労働局の対応等について
- 4 福岡労働局のイベント等予定について (H29.8~)

雇用環境・均等部企画課
課長 河野 智章
課長補佐 西原 弘史
電話: 092 (411) 4763 (直通)



平成 29 年 7 月 28 日(金)発表

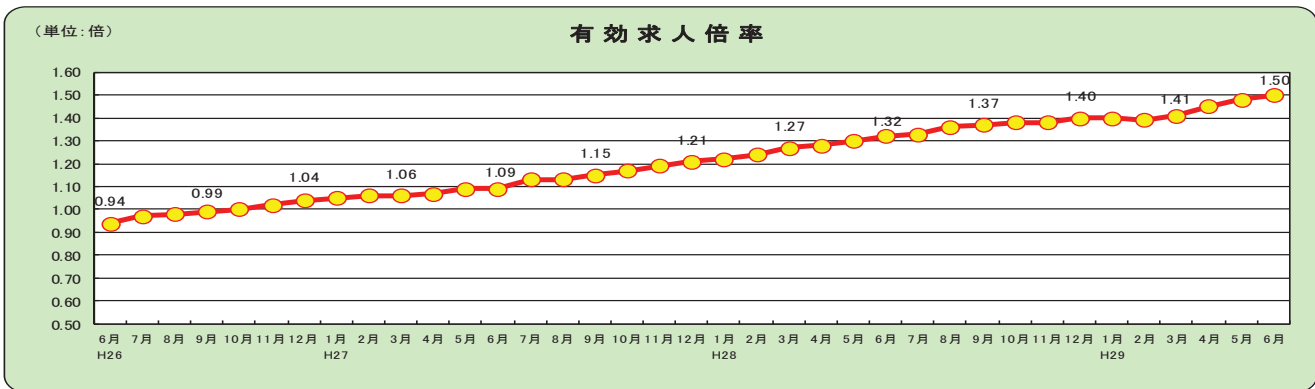
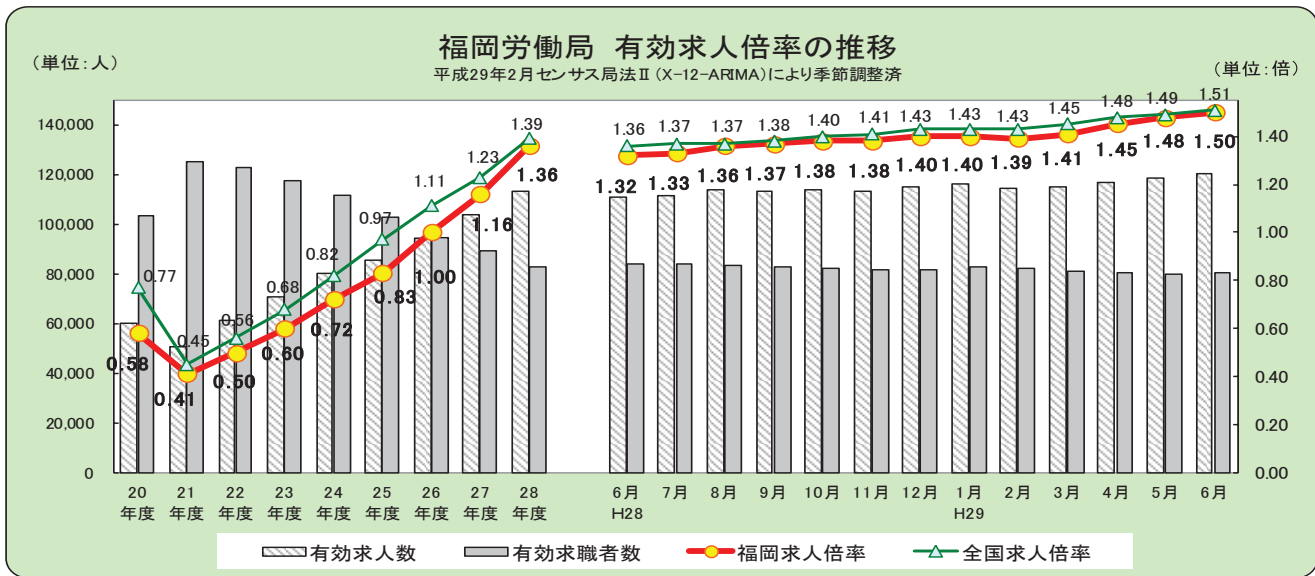
照 会 先	職業安定部職業安定課	
	課長	大野 彰久
	地方労働市場情報官	宮原 昌俊
	電話 092 - 434 - 9801 (ダイヤルイン)	

雇用失業情勢（平成29年6月分）について

概要

■ 現下の雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。

- ・ 有効求人倍率（季節調整値）は 1.50 倍で、前月を 0.02 ポイント上回った。
有効求人数（季節調整値）は前月に比べ 1.6% 増加した。
有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ 0.4% 増加した。
- ・ 新規求人倍率（季節調整値）は 2.15 倍で、前月を 0.02 ポイント下回った。
新規求人数（季節調整値）は前月に比べ 2.7% 増加した。
新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ 3.6% 増加した。
- ・ 新規求人数（原数値）は対前年同月比 8.6% 増と、8 か月連続で増加した。
- ・ 新規求職者数（原数値）は対前年同月比 2.2% 減と、5 か月連続で減少した。



有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	1.45	1.48	1.50									
28年度	1.28	1.30	1.32	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.40	1.40	1.39	1.41
27年度	1.07	1.09	1.09	1.13	1.13	1.15	1.17	1.19	1.21	1.22	1.24	1.27

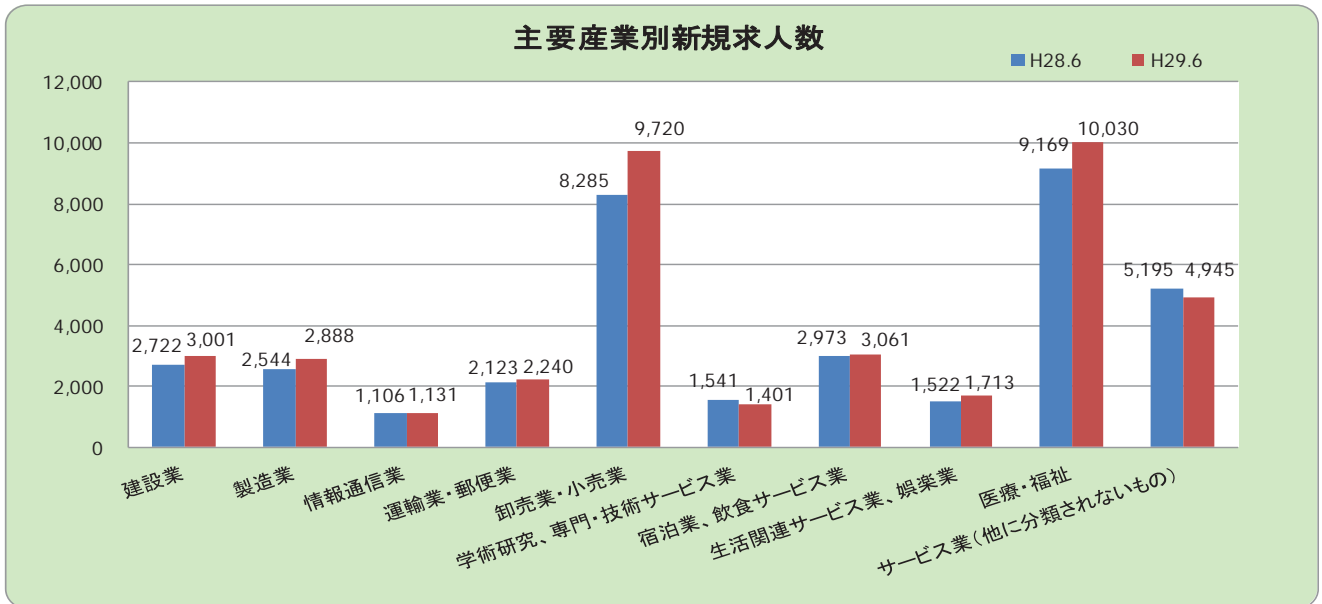
1.数値は季節調整値である。なお、平成28年12月以前の数値は、平成29年1月分公表時に新季節指数により改定されている。

2.新規学卒を除き、パートタイムを含む。

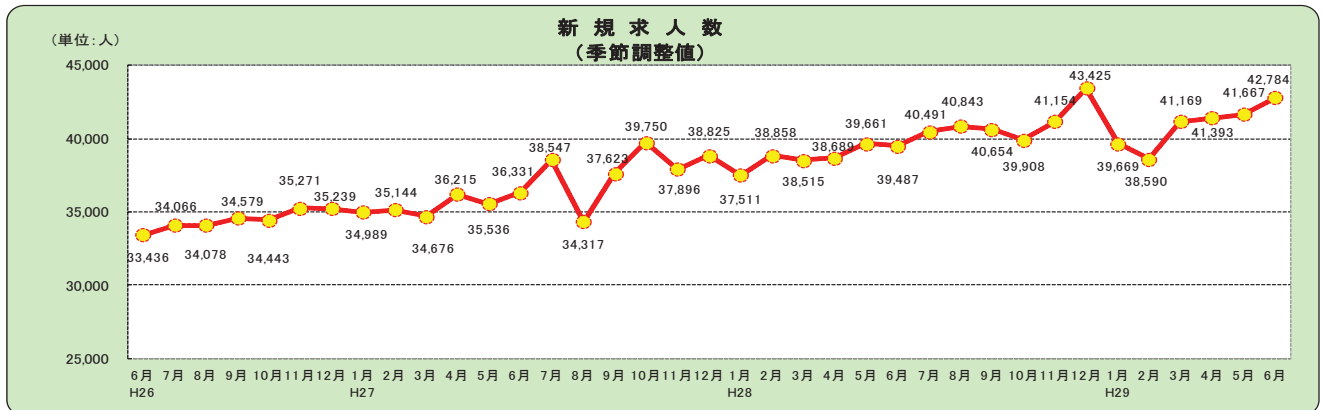
1 新規求人数の動向（原数値）【表1、表2、表6】

- 新規求人数は42,938人で、対前年同月比8.6%増と8か月連続で前年同月を上回った。
- 産業別（対前年同月比）にみると、医療・福祉は71か月連続、製造業は25か月連続、運輸業・郵便業は6か月連続、卸売業・小売業は4か月連続、情報通信業、生活関連サービス業・娯楽業は2か月連続、建設業、不動産業・物品賃貸業は2か月ぶり、宿泊業・飲食サービス業は3か月ぶりに前年同月を上回った。
- 一方、学術研究・専門技術サービス業は6か月連続、金融業・保険業は2か月ぶり、他に分類されないサービス業は3か月ぶりに前年同月を下回った。
- 事業所規模別にみると、すべての規模で前年同月を上回った。 (P6)

○ 建設業	(10.2 % 増)	○ 製造業	(13.5 % 増)
○ 情報通信業	(2.3 % 増)	○ 運輸業・郵便業	(5.5 % 増)
○ 卸売・小売業	(17.3 % 増)	○ 金融業・保険業	(▲ 0.7 % 減)
○ 不動産業・物品賃貸業	(2.4 % 増)	○ 学術研究・専門技術サービス業	(▲ 9.1 % 減)
○ 宿泊業・飲食サービス業	(3.0 % 増)	○ 生活関連サービス業・娯楽業	(12.5 % 増)
○ 医療・福祉	(9.4 % 増)	○ サービス業 (他に分類されないもの)	(▲ 4.8 % 減)



【参考】■新規求人数（季節調整値）の推移



新規求人	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	41,393	41,667	42,784									
28年度	38,689	39,661	39,487	40,491	40,843	40,654	39,908	41,154	43,425	39,669	38,590	41,169
27年度	36,215	35,536	36,331	38,547	34,317	37,623	39,750	37,896	38,825	37,511	38,858	38,515

※新規卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。平成28年12月以前の数値は平成29年1月分公表時に新季節指数により改定。

2 新規求職者の動向（原数値）【表1、表3、表4、表6】

○ 新規求職者（パート含む）は19,676人で、対前年同月比2.2%減と、5か月連続で前年同月を下回った。

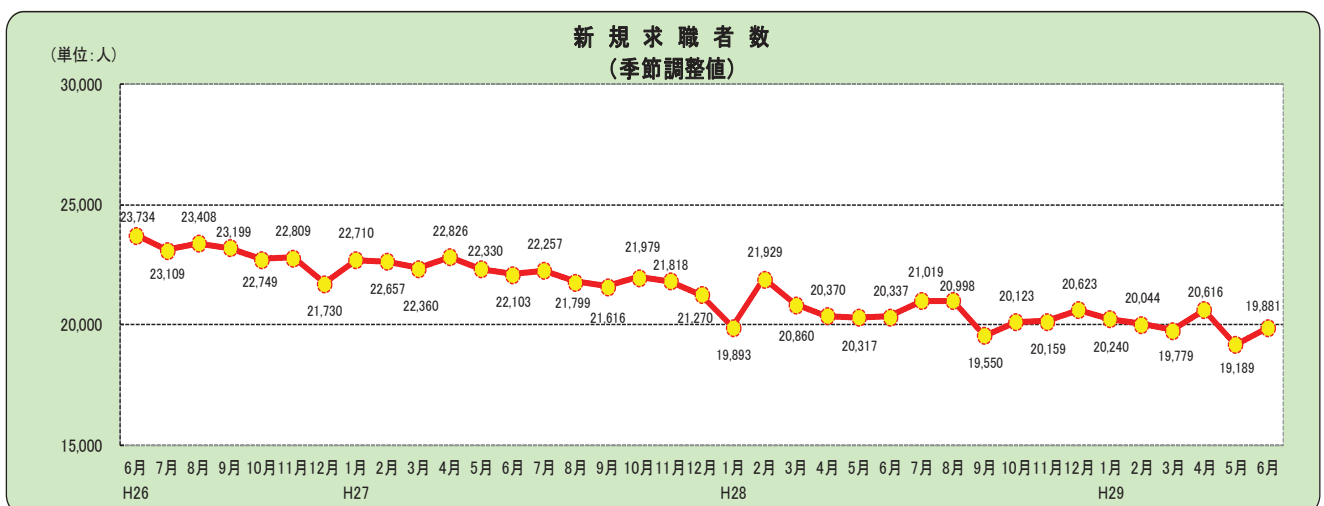
なお、男性求職者は対前年同月比1.0%、女性求職者は3.1%減少した。また、年齢別では、45歳～54歳、55歳以上の年齢層が前年同月を上回った。（P7）

○ 新規常用求職者（パートを除く）の就業・不就業の状態別をみると、離職者は対前年同月比5.1%減と5か月連続で減少し、うち事業主都合離職者は同15.1%減と56か月連続、無業者は同6.4%減と66か月連続で減少した。在職者は同2.2%減と5か月連続で減少した。

新規常用求職者の推移（パートを除く）

	求職者数 (合計)	前年同月比	就業・不就業の状態別									
			在職者		離職者				無業者			
			前年同月比	前年同月比	うち事業主都合	前年同月比	うち自己都合	前年同月比	前年同月比			
23年度計	251,790	▲ 6.0	56,893	▲ 2.2	160,188	▲ 8.6	51,358	▲ 14.3	98,924	▲ 4.7	34,709	1.2
24年度計	233,917	▲ 7.1	57,448	1.0	149,806	▲ 6.5	46,799	▲ 8.9	94,788	▲ 4.2	26,663	▲ 23.2
25年度計	214,486	▲ 8.3	58,229	1.4	133,933	▲ 10.6	38,750	▲ 17.2	88,667	▲ 6.5	22,324	▲ 16.3
26年度計	199,626	▲ 6.9	57,801	▲ 0.7	123,008	▲ 8.2	33,689	▲ 13.1	83,284	▲ 6.1	18,817	▲ 15.7
27年度計	186,149	▲ 6.8	55,916	▲ 3.3	114,644	▲ 6.8	29,847	▲ 11.4	79,182	▲ 4.9	15,589	▲ 17.2
28年度計	171,342	▲ 8.0	53,711	▲ 4.0	104,249	▲ 9.1	25,745	▲ 13.7	73,526	▲ 7.1	13,382	▲ 14.2
28年 6月	14,079	▲ 12.1	4,280	▲ 8.5	8,736	▲ 12.2	2,185	▲ 15.8	6,175	▲ 10.6	1,063	▲ 23.6
7月	13,417	▲ 12.7	3,986	▲ 10.4	8,377	▲ 13.3	2,115	▲ 14.0	5,906	▲ 12.6	1,054	▲ 16.0
8月	14,042	▲ 0.0	4,413	3.3	8,476	▲ 1.6	1,916	▲ 12.9	6,224	2.8	1,153	▲ 0.3
9月	13,725	▲ 8.8	4,133	▲ 5.1	8,470	▲ 9.3	1,874	▲ 12.3	6,239	▲ 7.7	1,122	▲ 16.9
10月	13,803	▲ 12.6	4,064	▲ 7.4	8,660	▲ 13.3	2,103	▲ 16.5	6,136	▲ 12.2	1,079	▲ 23.0
11月	12,123	▲ 4.9	3,880	▲ 1.8	7,273	▲ 6.0	1,690	▲ 12.7	5,268	▲ 2.8	970	▲ 8.0
12月	10,349	▲ 6.0	3,779	5.9	5,812	▲ 11.7	1,364	▲ 19.9	4,170	▲ 8.9	758	▲ 11.2
29年 1月	15,778	2.2	5,731	7.2	9,012	0.7	2,096	▲ 3.5	6,496	2.6	1,035	▲ 9.5
2月	14,790	▲ 11.8	5,718	▲ 8.1	7,923	▲ 14.4	1,729	▲ 19.1	5,818	▲ 12.4	1,149	▲ 10.6
3月	15,615	▲ 6.5	5,587	▲ 4.1	8,603	▲ 7.6	1,889	▲ 16.3	6,319	▲ 4.6	1,425	▲ 8.7
4月	17,479	▲ 7.0	3,862	▲ 3.2	12,392	▲ 7.5	3,703	▲ 15.6	7,834	▲ 3.4	1,225	▲ 13.1
5月	14,483	▲ 2.3	4,025	▲ 3.1	9,443	▲ 0.7	2,233	▲ 6.8	6,797	2.0	1,015	▲ 12.9
6月	13,467	▲ 4.3	4,184	▲ 2.2	8,288	▲ 5.1	1,855	▲ 15.1	6,047	▲ 2.1	995	▲ 6.4

《参考》 ■ 新規求職者数（季節調整値）の推移

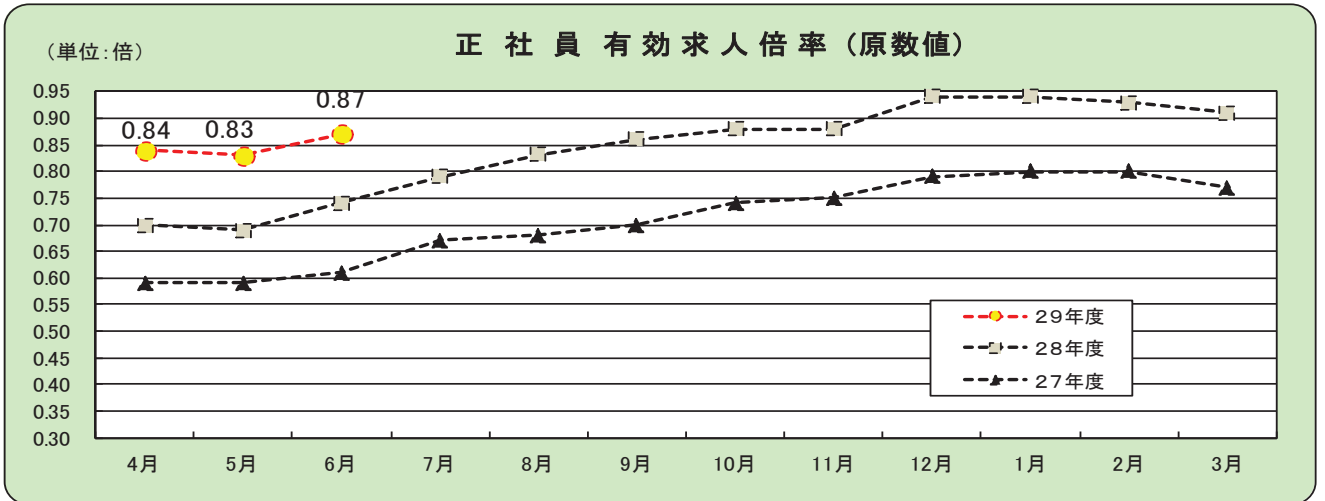


新規求職	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	20,616	19,189	19,881									
28年度	20,370	20,317	20,337	21,019	20,998	19,550	20,123	20,159	20,623	20,240	20,044	19,779
27年度	22,826	22,330	22,103	22,257	21,799	21,616	21,979	21,818	21,270	19,893	21,929	20,860

※新規学卒を除き、パートタイムを含む。 ※季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)。平成28年12月以前の数値は平成29年1月分公表時に新季節指数により改定。

3 正社員有効求人倍率の動向（原数値）【表5】

○ 正社員有効求人倍率は0.87倍と、前年同月を0.13ポイント上回り、86か月連続で改善した。



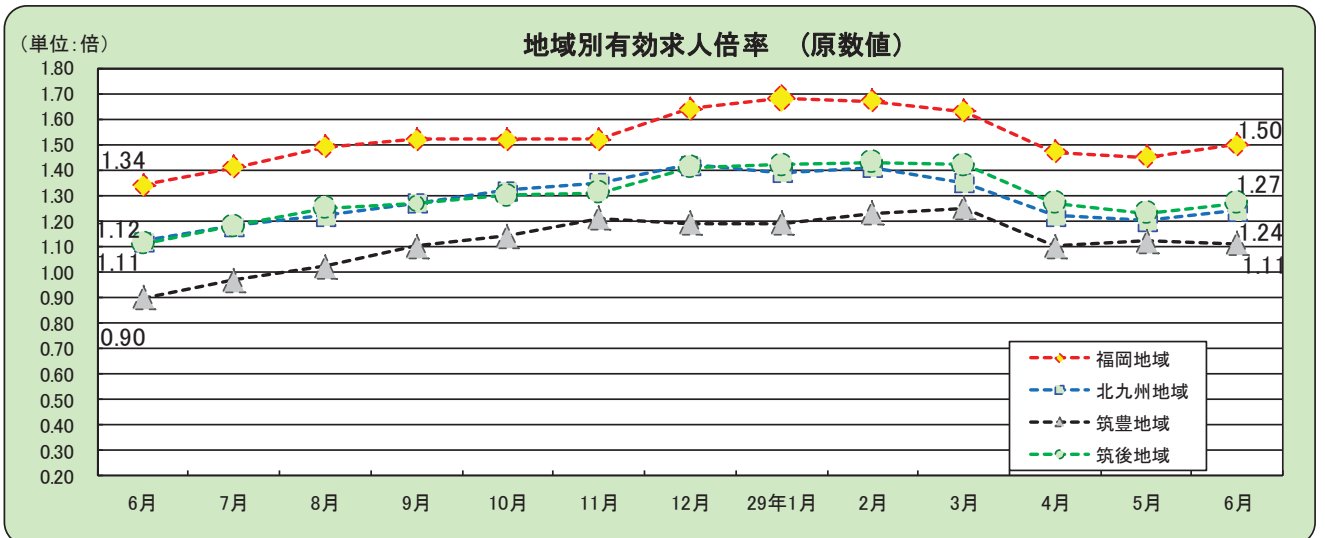
正社員有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
29年度	0.84	0.83	0.87									
28年度	0.70	0.69	0.74	0.79	0.83	0.86	0.88	0.88	0.94	0.94	0.93	0.91
27年度	0.59	0.59	0.61	0.67	0.68	0.70	0.74	0.75	0.79	0.80	0.80	0.77

1.数値は原数値である。

注) 正社員の有効求人倍率は、正社員の月間有効求人数を、パートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているが、パートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

4 地域別有効求人倍率の動向（原数値）【表6】

○ 有効求人倍率を地域別にみると、福岡地域は1.50倍で0.16ポイント、北九州地域は1.24倍で0.12ポイント、筑豊地域は1.11倍で0.21ポイント、筑後地域は1.27倍で0.16ポイント、それぞれ前年同月を上回った。



地域別有効求人倍率	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年1月	2月	3月	4月	5月	6月
福岡地域	1.34	1.41	1.49	1.52	1.52	1.52	1.64	1.68	1.67	1.63	1.47	1.45	1.50
北九州地域	1.12	1.18	1.22	1.27	1.32	1.35	1.42	1.39	1.41	1.35	1.22	1.20	1.24
筑豊地域	0.90	0.97	1.02	1.10	1.14	1.21	1.19	1.19	1.23	1.25	1.10	1.12	1.11
筑後地域	1.11	1.18	1.25	1.27	1.30	1.31	1.41	1.42	1.43	1.42	1.27	1.23	1.27

1.数値は原数値である。

表1 一般職業紹介状況

平成29年6月

		29年 6月	29年 5月	28年 6月	原数值 対前年同月 増減率、差 (%、ポイント)	季節調整値 対前月 増減率、差 (%、ポイント)
全 数	1 月間有効求職者数 (人)	80,464 85,477	80,140 87,417	83,803 88,877	-3.8	0.4
	2 新規求職申込件数 (件)	19,881 19,676	19,189 21,576	20,337 20,115	-2.2	3.6
	3 月間有効求人数 (人)	120,493 116,601	118,588 115,564	110,711 107,348	8.6	1.6
	4 新規求人数 (人)	42,784 42,938	41,667 40,217	39,487 39,532	8.6	2.7
	5 就職件数 (件)	7,090	7,097	7,383	-4.0	—
	6 有効求人倍率 (季調値) (倍)	1.50	1.48	1.32	—	0.02
	7 新規求人倍率 (季調値) (倍)	2.15	2.17	1.94	—	-0.02
一 般	1 月間有効求職者数 (人)	56,918	58,724	60,924	-6.6	
	2 新規求職申込件数 (件)	13,488	14,510	14,099	-4.3	
	3 月間有効求人数 (人)	69,398	68,862	64,717	7.2	
	4 新規求人数 (人)	25,629	23,336	24,405	5.0	
	5 就職件数 (件)	4,324	4,304	4,732	-8.6	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.22	1.17	1.06	0.16	
	7 新規求人倍率 (倍)	1.90	1.61	1.73	0.17	
パ ー ト	1 月間有効求職者数 (人)	28,559	28,693	27,953	2.2	
	2 新規求職申込件数 (件)	6,188	7,066	6,016	2.9	
	3 月間有効求人数 (人)	47,203	46,702	42,631	10.7	
	4 新規求人数 (人)	17,309	16,881	15,127	14.4	
	5 就職件数 (件)	2,766	2,793	2,651	4.3	
	6 有効求人倍率 (倍)	1.65	1.63	1.53	0.12	
	7 新規求人倍率 (倍)	2.80	2.39	2.51	0.29	

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む原数值。

ただし「全数」1～4欄上段及び6、7欄は 季節調整値。

季節調整法はセンサス局法Ⅱ (X-12-ARIMA) による。(平成29年2月改定済み)

表2 産業別、規模別一般新規求人状況

平成29年6月

	全 数	パート除く	パートタイム	対前年増減率 (%)		
				全 数	パート除く	パートタイム
合 計	42,938	25,629	17,309	8.6	5.0	14.4
A、B 農林漁業	144	60	84	46.9	1.7	115.4
C 鉱業、採石業、砂利採取業	8	8	0	60.0	60.0	---
(052 石炭・亜炭鉱業)	0	0	0	---	---	---
D 建設業	3,001	2,767	234	10.2	8.9	30.0
(06 総合工事業)	1,741	1,607	134	14.2	12.1	45.7
E 製造業	2,888	2,018	870	13.5	8.0	28.7
09 食料品製造業	789	346	443	4.0	-18.8	33.0
10 飲料・たばこ・飼料製造業	68	45	23	126.7	87.5	283.3
11 繊維工業	77	41	36	-33.0	-42.3	-18.2
12 木材・木製品製造業	49	37	12	48.5	54.2	33.3
13 家具・装備品製造業	58	45	13	-15.9	-26.2	62.5
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	47	25	22	20.5	13.6	29.4
15 印刷・同関連業	64	52	12	-46.2	-44.7	-52.0
16 化学工業	166	135	31	151.5	145.5	181.8
17 石油製品・石炭製品製造業	7	7	0	-72.0	-36.4	-100.0
18 プラスチック製品製造業	132	85	47	22.2	18.1	30.6
19 ゴム製品製造業	49	36	13	250.0	176.9	1200.0
21 窯業・土石製品製造業	63	56	7	-13.7	1.8	-61.1
22 鉄鋼業	90	81	9	30.4	28.6	50.0
23 非鉄金属製造業	10	9	1	-50.0	-50.0	-10.0
24 金属製品製造業	343	306	37	26.6	28.0	15.6
25 はん用機械器具製造業	173	147	26	45.4	41.3	73.3
26 生産用機械器具製造業	113	108	5	24.2	20.0	400.0
27 業務用機械器具製造業	27	23	4	-12.9	-14.8	0.0
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	35	27	8	25.0	68.8	-33.3
29 電気機械器具製造業	245	168	77	57.1	41.2	108.1
30 情報通信機械器具製造業	13	13	0	0.0	0.0	-50.0
28,30 ハードウェア製造関係	48	40	8	17.1	37.9	-33.3
31 輸送用機械器具製造業	213	181	32	-12.3	-15.0	6.7
(311 自動車・同附属品)	180	148	32	-13.0	-16.4	6.7
(313 船舶製造・修理業、船用機関)	14	14	0	-17.6	-17.6	---
(273, 274, 275, 323 精密機械器具等)	17	13	4	-15.0	-18.8	0.0
(275 光学機械器具・レンズ)	0	0	0	---	---	---
(323 時計・同部分品)	0	0	0	---	---	---
20,32 その他の製造業	57	45	12	7.5	18.4	-20.0
F 電気・ガス・熱供給・水道業	23	16	7	-11.5	-36.0	600.0
G 情報通信業	1,131	904	227	2.3	-2.3	25.4
(39 情報サービス業)	773	671	102	17.8	11.3	92.5
H 運輸業、郵便業	2,240	1,842	398	5.5	5.7	4.7
I 卸売業、小売業	9,720	4,399	5,321	17.3	7.7	26.7
(50~55 卸売業)	1,905	1,140	765	14.2	4.9	31.7
(56~61 小売業)	7,815	3,259	4,556	18.1	8.7	25.9
(56 各種商品小売業)	1,008	141	867	49.3	20.5	55.4
J 金融業、保険業	286	175	111	-0.7	0.6	-2.6
K 不動産業、物品賃貸業	966	609	357	2.4	2.4	2.6
(70 物品賃貸業)	262	199	63	-0.8	10.6	-25.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	1,401	913	488	-9.1	-5.4	-15.3
(73 広告業)	65	38	27	-36.3	-46.5	-12.9
M 宿泊業、飲食サービス業	3,061	1,383	1,678	3.0	-0.8	6.3
(75 宿泊業)	290	105	185	-12.4	-20.5	-7.0
(76 飲食店)	2,699	1,267	1,432	4.5	2.0	6.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,713	987	726	12.5	21.9	2.0
O 教育、学習支援業	884	359	525	37.5	11.5	63.6
P 医療、福祉	10,030	5,744	4,286	9.4	8.5	10.6
(83 医療業)	3,730	2,361	1,369	4.5	6.4	1.5
(85 社会保険・社会福祉・介護事業)	6,279	3,372	2,907	12.4	10.1	15.4
Q 複合サービス事業	175	94	81	63.6	64.9	62.0
R サービス業(他に分類されないもの)	4,945	3,149	1,796	-4.8	-7.5	0.4
S、T 公務・その他	322	202	120	33.1	49.6	12.1
事 4人以下	7,853	4,341	3,512	3.7	-7.7	22.4
業 5~29	20,912	12,127	8,785	8.6	5.6	13.1
所 30~99	9,835	6,361	3,474	9.0	11.8	4.2
規 100~299	3,093	1,958	1,135	10.4	-1.2	38.4
模 300~499	592	446	146	34.5	51.7	0.0
500~999	382	244	138	103.2	110.3	91.7
1000人以上	271	152	119	6.3	10.1	1.7

表3 一般求職者内訳

	29年6月	29年5月	28年6月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求職者	※ 19,676	※ 21,576	※ 20,115	-2.2
男	8,180	8,648	8,259	-1.0
女	11,471	12,891	11,838	-3.1
うち受給者	5,971	7,067	6,261	-4.6
有効求職者	※ 85,477	※ 87,417	※ 88,877	-3.8
男	36,157	36,872	38,232	-5.4
女	49,193	50,403	50,547	-2.7
うち受給者	36,072	35,465	38,375	-6.0

※ 求職申込時に性別登録がなかった者を含むため、男女計と一致しない。

表4 年齢別常用新規・有効の求職状況

	29年6月	29年5月	28年6月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
新規求人	37,836	34,997	34,979	8.2
新規求職	19,645	21,534	20,078	-2.2
29歳以下	4,518	5,101	4,912	-8.0
30～44歳	6,756	7,320	7,123	-5.2
45～54歳	3,753	3,924	3,603	4.2
55歳以上	4,618	5,189	4,440	4.0
新規求人倍率	1.93	1.63	1.74	0.19
有効求人	102,780	101,281	95,218	7.9
有効求職	85,332	87,263	88,741	-3.8
29歳以下	19,028	20,078	20,388	-6.7
30～44歳	28,108	28,591	30,043	-6.4
45～54歳	15,770	15,864	15,808	-0.2
55歳以上	22,426	22,730	22,502	-0.3
有効求人倍率	1.20	1.16	1.07	0.13

(注) 新規学卒を除きパートタイムを含む。(原数値)

表5 雇用形態別常用職業紹介状況

平成29年6月

		29年6月	29年5月	28年6月	対前年同月 増減率 (%、ポイント)
パート タイムを 除く 常用	1 月間有効求職者数 (人)	56,835	58,640	60,858	-6.6
	2 新規求職申込件数 (件)	13,467	14,483	14,079	-4.3
	3 月間有効求人 数 (人)	63,905	62,964	59,077	8.2
	4 新規求人数 (人)	23,509	21,275	22,034	6.7
	5 就職件数 (件)	4,120	4,101	4,507	-8.6
	6 充足数 (件)	4,276	4,181	4,633	-7.7
	7 有効求人倍率(3/1)(倍)	1.12	1.07	0.97	0.15
	8 新規求人倍率(4/2)(倍)	1.75	1.47	1.57	0.18
	9 就職率(5/2×100)(%)	30.6	28.3	32.0	-1.4
	10 充足率(6/4×100)(%)	18.2	19.7	21.0	-2.8
正 社 員	11 月間有効求人 数 (人)	49,679	48,828	45,154	10.0
	12 新規求人数 (人)	18,490	16,221	16,871	9.6
	13 就職件数 (件)	3,248	3,202	3,583	-9.3
	14 充足数 (件)	3,355	3,254	3,636	-7.7
	15 有効求人倍率(11/1)(倍)	0.87	0.83	0.74	0.13
	16 充足率(14/12×100)(%)	18.1	20.1	21.6	-3.5
常用 的 パ ー ト タ イ ム	17 月間有効求職者数 (人)	28,497	28,623	27,883	2.2
	18 新規求職申込件数 (件)	6,178	7,051	5,999	3.0
	19 月間有効求人 数 (人)	38,875	38,317	36,141	7.6
	20 新規求人数 (人)	14,327	13,722	12,945	10.7
	21 就職件数 (件)	2,393	2,440	2,352	1.7
	22 充足数 (件)	2,483	2,536	2,494	-0.4
	23 有効求人倍率(19/17)(倍)	1.36	1.34	1.30	0.06
	24 新規求人倍率(20/18)(倍)	2.32	1.95	2.16	0.16
	25 就職率(21/18×100)(%)	38.7	34.6	39.2	-0.5
	26 充足率(22/20×100)(%)	17.3	18.5	19.3	-2.0

(注)1. 新規学卒者を除き原数値。

2. 正社員の有効求人倍率は正社員の月間有効求人数をパートタイムを除く常用の月間有効求職者数で除して算出しているがパートタイムを除く常用の有効求職者数には派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

表6 雇用失業情勢主要指標(福岡県)

	平成28年度												平成29年度											
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月							
全国	0.15	0.14	0.12	0.16	0.17	0.17	0.15	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.15	0.14	0.15							
福岡県	0.97	1.11	1.23	1.39	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51							
有効求人倍率	0.11	0.17	0.16	0.20	0.23	0.20	0.23	0.22	0.21	0.19	0.18	0.18	0.15	0.14	0.17	0.18	0.18							
福岡	0.83	1.00	1.16	1.36	1.32	1.36	1.37	1.38	1.40	1.40	1.40	1.40	1.39	1.41	1.45	1.48	1.50							
北九州	0.15	0.20	0.21	0.20	0.26	0.21	0.26	0.25	0.20	0.17	0.20	0.17	0.13	0.13	0.16	0.18	0.16							
筑豊	0.88	1.08	1.29	1.49	1.34	1.41	1.49	1.52	1.52	1.64	1.68	1.67	1.67	1.63	1.47	1.45	1.50							
筑後	0.02	0.15	0.12	0.16	0.14	0.12	0.16	0.20	0.23	0.22	0.23	0.15	0.13	0.11	0.10	0.10	0.12							
全国	0.83	0.98	1.10	1.26	1.12	1.18	1.22	1.27	1.32	1.35	1.42	1.39	1.41	1.35	1.22	1.20	1.24							
福岡県	0.07	0.08	0.10	0.22	0.18	0.17	0.21	0.25	0.23	0.26	0.26	0.26	0.27	0.27	0.22	0.24	0.21							
新規求人倍率	0.67	0.75	0.85	1.07	0.90	0.97	1.02	1.10	1.14	1.21	1.19	1.19	1.23	1.25	1.10	1.12	1.11							
全国	0.14	0.13	0.15	0.21	0.19	0.20	0.24	0.22	0.21	0.20	0.24	0.25	0.23	0.23	0.17	0.16	0.16							
福岡県	0.77	0.90	1.05	1.26	1.11	1.18	1.25	1.27	1.30	1.31	1.41	1.42	1.43	1.42	1.27	1.23	1.22							
有効求人人数	0.21	0.16	0.17	0.22	0.23	0.19	0.21	0.26	0.26	0.24	0.28	0.12	0.16	0.19	0.09	0.25	0.22							
新規求人人数	1.53	1.69	1.86	2.08	2.03	2.03	2.07	2.10	2.11	2.19	2.13	2.12	2.12	2.13	2.13	2.31	2.25							
有効求職者数	0.15	0.19	0.22	0.26	0.30	0.20	0.38	0.34	0.17	0.30	0.28	0.07	0.16	0.23	0.11	0.22	0.21							
新規求職者数	1.31	1.50	1.72	1.98	1.94	1.93	1.95	2.08	1.98	2.04	2.11	1.96	1.93	2.08	2.01	2.17	2.15							
就職件数	85,542	94,393	103,750	112,994	107,348	108,111	112,152	114,665	115,685	112,053	109,715	114,634	120,465	124,547	117,035	115,564	116,601							
雇用保険被保険者数	5.2	8.7	8.4	7.2	9.4	▲ 0.9	22.6	9.9	▲ 4.2	11.0	12.8	5.1	2.5	7.2	6.4	8.4	8.6							
資格取得者数	382,150	415,396	450,260	482,472	39,532	40,085	40,040	40,965	39,878	38,140	38,777	44,040	43,063	43,009	40,275	40,217	42,938							
資格喪失者数	▲ 8.0	▲ 7.7	▲ 5.8	▲ 7.0	▲ 8.3	▲ 8.5	▲ 6.7	▲ 7.2	▲ 7.9	▲ 7.5	▲ 7.7	▲ 3.9	▲ 4.7	▲ 5.6	▲ 5.9	▲ 4.6	▲ 3.8							
受給者実人員(一般)	102,657	94,751	89,299	83,085	88,877	84,466	83,629	83,190	82,743	79,219	72,803	75,452	78,969	83,561	87,007	87,417	85,477							
完全失業率	▲ 6.8	▲ 5.2	▲ 5.5	▲ 6.8	▲ 9.9	▲ 11.7	1.7	▲ 8.2	▲ 11.2	▲ 2.7	▲ 5.4	4.4	▲ 10.7	▲ 5.7	▲ 3.8	▲ 0.9	▲ 2.2							
九州ブロック(福岡県)	292,572	277,276	262,082	244,232	20,115	18,649	19,901	19,887	19,806	17,199	14,253	21,924	20,872	22,095	26,712	21,576	19,676							
求人倍率	▲ 3.0	▲ 3.8	▲ 4.8	▲ 4.8	▲ 7.0	▲ 11.5	▲ 0.6	▲ 1.2	▲ 9.4	▲ 2.7	▲ 1.6	2.0	0.8	▲ 4.9	▲ 4.2	▲ 1.8	▲ 4.0							
有効求人倍率	91,854	88,334	84,104	80,063	7,383	6,296	6,115	6,745	6,632	6,231	5,252	5,404	6,827	8,576	7,069	7,097	7,090							
新規求職者数	1.7	2.1	1.8	2.4	2.1	2.1	2.1	2.2	2.2	2.7	2.7	2.9	3.0	3.4	3.8	3.9	4.1							
就職件数	82,548	84,299	85,843	87,945	87,464	87,678	87,839	87,524	87,820	88,027	88,208	88,502	88,860	89,354	90,165	90,606	91,029							
雇用保険適用事業所数	1.4	1.7	1.8	1.9	1.9	1.7	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	2.0	2.5	3.1	3.1	3.7	3.8							
資格取得者数	1,546,228	1,573,013	1,602,022	1,632,726	1,631,213	1,632,310	1,633,026	1,631,229	1,628,847	1,633,884	1,638,295	1,639,044	1,646,438	1,656,808	1,650,736	1,680,944	1,692,589							
資格喪失者数	3.4	1.9	0.6	5.8	5.5	▲ 8.9	9.6	▲ 2.5	▲ 6.2	▲ 4.6	▲ 0.1	37.3	28.2	39.5	5.7	23.7	6.1							
受給者実人員(一般)	347,569	354,293	356,273	376,989	34,988	26,722	25,136	23,739	26,563	25,839	23,521	27,523	31,184	36,667	50,458	58,582	37,107							
完全失業率	0.8	0.9	0.4	0.8	▲ 2.1	▲ 4.0	2.3	▲ 0.7	0.8	2.4	▲ 3.6	2.7	0.3	0.5	4.4	10.6	2.8							
九州ブロック(福岡県)	321,036	328,399	329,764	327,286	24,639	25,365	25,355	24,837	29,162	21,556	19,042	26,925	23,512	26,129	56,895	29,056	25,327							
求人倍率	▲ 10.3	▲ 8.3	▲ 4.8	▲ 7.5	▲ 7.2	▲ 10.7	▲ 4.0	▲ 7.7	▲ 7.8	▲ 8.0	▲ 10.9	▲ 6.7	▲ 8.2	▲ 7.0	▲ 8.5	▲ 3.7	▲ 9.8							
有効求人倍率	24,982	22,909	21,812	20,169	22,065	21,288	23,739	22,082	21,258	19,723	18,961	18,489	18,015	18,032	16,675	19,399	19,901							
新規求職者数	3.9	3.5	3.3	3.0	3.1	3.0	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	2.8	2.8	3.1	3.1	※							
就職件数	-	-	-	-	3.6 (3.5)	3.4 (3.7)	3.4 (3.7)	3.0	3.0	3.1 (3.3)	3.1	3.0	2.8	2.8	2.8	3.1	3.1	※						

(注)1. は、前年同月比。2. 求人倍率(全国・福岡県)は季節調整値(平成29年2月改訂)。完全失業率(全国)は季節調整値。

3. 一般職業紹介の指標については新規卒卒を除き、パートタイムを含む。

4. 年度計の有効求人倍率、有効求職者数、雇用保険適用事業所数、雇用保険被保険者数、受給者実人員については、平均。

5. 九州ブロック・福岡県の完全失業率は、四半期毎に公表。九州ブロックは原数値、福岡県はモデル推計値。

ハローワークのマッチング機能に関する業務の評価・改善の取組を拡充します

ハローワークでは、これまでも主要業務についてP D C Aサイクルによる目標管理を行い、業務改善を進め、マッチング機能の強化を図ってきたところですが、平成29年度においても、引き続き次の取組を実施します。

- ① 主要業務及び重点的に取り組む分野について、P D C Aサイクルによる目標管理と業務改善の推進
- ② マッチング機能に関する業務の総合的評価及び実績・分析結果の公表
- ③ 全国的な業務改善に向けた好事例の導入や経験交流会などの取組の強化

福岡労働局及び各ハローワークでは、業務の目標達成に向けて取り組むとともに、中長期的な業務の質の向上や継続的な業務改善を図るほか、成果や評価結果、業務改善の状況等について利用者にわかりやすく公表することにより、ハローワークに対する信頼感の向上を図ることとしています。

マッチング機能に関する業務の総合評価・業務改善の流れ

1 ハローワークごとに主要指標と特に重点的に取り組む分野の目標値を設定

- 全ハローワークにおいて、主要指標（「就職件数」、「求人充足件数」、「雇用保険受給者の早期再就職件数」）の目標値を設定
- ハローワークごとに、特に重点的に取り組む分野（例えば「障害者の就職件数」、「正社員求人数」、「生活保護受給者の就職件数」など）を選択して目標値を設定



2 実施状況の公表及び進捗管理

- ハローワークごとに、主要指標の実績を毎月公表
- ハローワークごとに、上半期終了時点における「主要指標の目標達成状況」及び「進捗状況の分析」を行い、次期取組に反映



3 総合評価の実施と総合評価結果の公表

- ハローワークごとに「マッチング業務の成果」、「総合評価の結果」、「各種取組の結果・業務改善の実施状況」等をまとめ、公表（平成30年6月予定）



4 業務改善の取組

- 業務の改善が必要と認められるハローワークは、業務改善計画を策定
- 厚生労働省・労働局による業務改善に向けた重点指導を実施

平成29年度におけるハローワークごとの目標値（及び実績）については、別添のとおりです。

平成29年度 ハローワークのマッチング機能に関する主要指標に係る目標と実績

項目	1-① 就職件数(常用) ^{※1}			1-② 充足件数 (常用、受理地ベース) ^{※2}			1-③ 雇用保険受給者の 早期再就職件数 ^{※3}		
	目標件数	6月実績	累計	目標件数	6月実績	累計	目標件数	5月実績	累計
福岡労働局	71,500	6,513	19,633	73,800	6,759	20,346	23,800	2,426	4,460
福岡中央所	10,879	955	2,933	18,636	1,736	5,172	4,555	469	880
飯塚所	3,349	312	935	3,149	314	932	904	94	161
大牟田所	4,188	381	1,128	3,758	341	1,009	940	85	188
八幡所	6,959	653	2,051	7,075	626	1,891	2,389	262	447
久留米所	7,721	692	2,028	7,356	670	1,963	2,131	191	399
小倉所	7,590	686	2,047	8,431	778	2,299	2,230	292	459
直方所	2,328	213	634	1,932	173	539	476	39	97
田川所	2,435	229	712	1,938	166	579	588	58	89
行橋所	2,835	274	799	2,506	232	728	881	90	165
福岡東所	6,771	602	1,868	6,295	570	1,762	2,846	256	502
八女所	2,728	259	726	2,550	246	685	690	82	140
朝倉所	1,571	163	449	1,448	138	391	420	42	81
福岡南所	7,104	590	1,861	6,005	505	1,610	3,334	326	605
福岡西所	5,042	504	1,462	2,721	264	786	1,416	140	247

※1 就職件数(常用)は、ハローワークの紹介により常用就職した件数

※2 充足件数は、各ハローワークで受理した常用求人の内、充足した件数

※3 雇用保険受給者の早期再就職件数は、基本手当の支給残日数を所定給付日数の3分の2以上残して再就職した件数
(当該件数の実績はデータ集計の都合上、就職件数・充足件数に比べて1か月遅れとなる)

ハローワーク福岡中央 就職支援業務報告（平成28年度）

所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、「正社員就職件数」の目標達成を最重要事項と位置づけ、重点的に取り組みました。就職件数の増を図るためには、紹介件数の増加が不可欠であるため、求人充足会議において選定した重点支援求人を全窓口職員に伝達し、積極的な求人提案を行いました。さらに1～3月は集中的支援期間と設定し、所内の待合スペースなどに窓口利用を促すポスターを掲示して、積極的な窓口誘導を実施しました。結果的に目標には届きませんが、主要指標「就職件数（常用）」を押し上げることにつながったと考えられます。また、管内の実情として人手不足分野である、福祉介護関係のミニ面接会を計7回開催しました。そのうち2回は施設見学会も併せて開催することにより、求職者の理解度が深まったと考えられます。その結果、当初の計画を上回る就職に結びつけることができました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

求職者への効果的な情報提供と求人充足件数の向上を目指すため、事業所画像情報の積極的な収集を行った結果、目標以上の487件（当初目標の35.2%増）を集めることができました。また、収集した画像情報は求人検索パソコンで閲覧できるようにするだけでなく、庁舎内に専用のパネルを設置し、求人票と併せて掲示するようにしてサービス改善を図りました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

本所1階フロアには平成28年度から「生涯現役支援窓口」を設置しており、特に65歳以上の求職者の支援に力を入れています。今後、シルバー人材センター等との連携によるセミナーの実施や、求人部門との連携により60歳以上及び65歳以上の採用の可能性のある求人把握し、特化求人として求人検索パソコンで検索できるようにするなど、取り組みをさらに強化します。

（4）その他業務運営についての分析等

雇用保険受給者の早期再就職のため「初回認定日相談」の充実を図りました。さらに給付制限のある受給者に対しては、独自に作成した「再就職手当シミュレーション」を使用して丁寧な説明を行いました。今後は、認定日相談の拡大を実施します。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職 件数	充足件数 (受理地)	雇用保 険受給 者早期 再就職 件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人 に対する 紹介率	求職者 に対する 紹介 率	生活保 護受給 者等就 職件数	障害者 の就職 件数	学卒ジョ ブサポー ターの支 援による 正社員就 職件数	ハローワ ークの紹 介により 正社員に 結びつい たフリー ター等の 件数	公的職業 訓練の修 了3か月 後の就職 件数	マザーズ ハローケ アック事 業におけ る担当者 制による就 職支援を 受けた重 点支援対 象者の就 職率	正社員求 人件数	正社員就 職件数	介護・看護・ 保育分野の 就職件数
実績	11,457	19,475	4,743	86.3%	96.9%	15.3%	22.1%	19.8%	664	641	3,955	2,726	921	98.0%	63,378	6,081	1,729
目標	11,956	20,465	4,670	90.0%	90.0%	13.0%	26.2%	21.0%	934	681	3,899	2,911	1,005	88.3%	59,848	6,986	1,897
目標 達成率	96%	95%	102%			118%	84%	94%	71%	94%	101%	94%	92%	111%	106%	87%	91%
(参考) 過去3年度 平均	13,039	21,800	4,710														

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク飯塚 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、就職件数の目標を達成するためには、「雇用保険受給者の早期再就職件数」の目標を達成することが最重点課題であると位置付け、雇用保険受給者の初回認定日の全員相談においては、再度アンケートを実施し、緊要度を的確に把握することで、求人情報の提供等来所勧奨を推進しました。また、職員及び相談員によるマンツーマン支援の強化、雇用保険説明会において、再就職手当の支給に係るシミュレーションの配付等、早期再就職に結びつける取組を実施しました。その結果、総就職件数は目標を達成することができず、雇用保険受給者の早期再就職件数は、平成27年度に引き続き目標を達成することができませんでした。さらには、過去3年度実績の平均値も上回るできませんでした。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

利用者満足度調査の結果、求職者のサービス期待度のうち、「事業所詳細情報」の項目が50%以上の強調表示であったため、以前から取組んでいた「事業所画像情報の収集」に加えて「事業所の求める人物像」・「事業所のアピールポイント」・「採用面で重視する点」等を事業所訪問時に聞き取りした他、画像情報等の郵送・FAXでの受付も可能にしました。

さらに、デジタルサイネージシステムの活用により、画像情報を1画面30秒（設定時間変更可能）のスライドショーとして、職業相談部門待合スペースにおいて32型テレビモニターで放映しています。この取組は、事業所の情報をより多くの求職者の方に知っていただくことで、求職者のサービス期待度における「求職者のより多くの紹介」に応えるものであり、今後のサービス向上に繋がっていくものと期待できます。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

「人手不足分野の人材確保」に係る、介護・医療・保育・建設の分野の面談会について、平成28年度は介護職の面談会開催は1回にとどまりました。そのため、平成29年度は人手不足分野の面談会を2回以上開催し、ひとりでも多くの採用者を輩出することとします。

（4）その他業務運営についての分析等

生活保護受給者の就労支援事業について、管内自治体と「生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催する他、担当者レベルでのケース会議（平成28年度目標21回、実績25回）を実施し、自治体との連携を深めることにより、目標就職件数年間300件のところ、実績324件と、27年度に引き続き目標値を上回ることであります。今後も、自治体との更なる連携強化を図っていくこととします。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者 早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対する 紹介率	求職者に対 する紹介率	生活保護受 給者等の就 職件数	障害者の就 職件数	公的職業訓 練の終了後 3か月後の 就職件数	正社員求人 数	新規高等学 校卒業者の 就職内定率 (前年度実 績以上)
実績	3,415	3,245	955	98.3%	98.9%	36.0%	22.1%	19.3%	324	167	451	7,355	99.6%
目標	3,549	3,329	913	90.0%	90.0%	29.9%	26.6%	20.8%	300	128	444	5,730	99.0%
目標達成率	96%	97%	105%			120%	83%	93%	108%	130%	102%	128%	101%
(参考)過去3年度平均	3,789	3,582	923										

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク大牟田 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、正社員求人への確保と紹介成功率の上昇を最重要と考え、求人事業所へは求人受理事やフォローアップ訪問等に人材確保の困難性を周知啓発し、非正規求人から正社員求人への大幅な転換を図ることにより正社員求人を前年比116%と大きく増加させるとともに、それらの求人を選業者担当により強力に推すことにより、34.5%と紹介成功率の大幅なアップを行うことができました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

管内自治体との連携による雇用対策の実施の取組を重視し、本年については大牟田市及び大牟田商工会議所と共同で実施する面談会の規模を、参加企業11社から36社へと大幅に拡大して開催しました。また、人手不足分野である介護職については、柳川市と共同で面談会を開催しました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

管内の自治体からは地元根付く人材の確保についての協力を強く求められていることから、引き続き自治体との連携を強め、新卒者へのセミナーや合同面談会を実施してまいります。

（4）その他業務運営についての分析等

引き続き人手不足感は強まっていくものと思われ、来所する求職者への様々な情報提供等による就職意欲の喚起を行うことと合わせ、自治体との共催で行う面談会等の場を利用してハローワークを利用したことのない求職者についても積極的に支援を行っていく必要があると考えております。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者早期再 就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対する 紹介率	求職者に対する 紹介率	生活保護 受給者等 就職件数	障害者就職件 数	正社員 求人数	正社員就職件 数	新規高卒 就職内定率
実績	4,337	3,939	958	98.1%	96.9%	34.5%	22.5%	22.3%	195	258	9,244	2,242	99.5%
目標	4,433	3,996	970	90.0%	90.0%	28.8%	26.5%	24.3%	168	280	7,495	2,457	99.4%
目標達成率	98%	99%	99%			120%	85%	92%	116%	92%	123%	91%	100%
(参考) 過去3年度平均	4,857	4,386	1,010										

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク八幡 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

就職に係る目標達成に向けて、求職票の完全記入と内容の充実、応募書類の作成指導、担当者制の活用による継続的、能動的支援及び採否結果の的確な把握とマッチングに取り組んできました。

なお、求人充足に係る目標達成に向けて、求人充足サービスの強化、求人票の適法性・正確性・明確性の確保、求人充足会議の機能強化、事業所画像情報の充実、求人に対する担当者制の実施及び職員による事業所訪問を重点的に取り組んできました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

区役所と同一建物という特性を生かして事業計画に取り組んできたことで、生活保護受給者や障害者の就職件数の目標を達成できました。なお、進捗状況を見える化（グラフの張り出し、進捗状況の回覧、ミーティングでの周知等）することで、全職員が数値目標を意識して業務に取り組む、他の所重点指標についても全て目標を達成することができました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

満足度においては、求職者・求人者ともに目標を上回っているものの、支援サービスについては求職者・求人者ともに全国平均を下回っていることから、サービスの質の向上が必要と考えます。そのため、職員による事業所訪問を継続して行い、画像情報及び事業所情報の収集に積極的に取り組みます。さらに、求人条件の正確な把握と条件相違時の的確な確認・指導を行うことにより、求人者の質の向上を図り、充足数、就職数の目標達成に繋げていくこととします。

（4）その他業務運営についての分析等

マッチングにおける主要3指標は、重点的に取り組んだ結果、充足件数、雇用保険受給者の早期再就職件数について目標を達成することができました。しかし、就職件数については新規求職者が減少する中、応募書類の作成支援に重点を置きましたが、達成率97.5%と目標に達することができませんでした。今後は、窓口職員等への研修を行うこと等により、さらなる資質の向上を目指します。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給 者早期再就職 件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人者に 対する紹 介率	求職者に 対する紹 介率	生活保護 受給者等 の就職件 数	障害者の 就職件数	学卒ジョブ サポーター の支援によ る正社員就 職件数	公的職業 訓練の修 了3カ月後 の就職件 数	マザーズ HW 事 業における担 当者制による 重点支援対象 者の就職率	正社員求 人数	新規高等 学校卒業 者の就職 内定率
実績	7,064	7,205	2,461	97.3%	98.0%	27.9%	22.8%	17.6%	384	538	667	796	101.2%	20,612	99.7%
目標	7,246	7,197	2,322	90.0%	90.0%	23.7%	26.2%	19.1%	384	449	646	724	88.3%	17,842	99.0%
目標達成率	97%	100%	106%			118%	87%	92%	100%	120%	103%	110%	115%	116%	101%
(参考) 過去3年度平均	7,790	7,730	2,451												

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク久留米 就職支援業務報告（平成 28 年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、就職件数及び充足件数の目標達成が最重要であると考え、特に求職者個別担当制の取組み、求人票以上の事業所情報の提供の取組みに努めました。

求職者担当制の取組みでは、職員一人一人がマンツーマン支援を積極的に働きかけ、相談内容の充実、求人情報の提供に努めました。就職件数は目標数に及ばなかったものの、紹介成功率や就職率の向上に繋がりが一定の取組みの成果を上げることが出来ました。

求人票以上の事業所情報の提供は、事業所の外観や作業現場の画像を増加させ、「事業所インタビュー」の掲示では訪問職員のコメントを掲載して、求職者を引きつける情報提供に努めました。その結果、求職者数が減少する中、充足件数は目標数に僅かに及ばなかったものの、掲示した求人については高い充足率となりました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

利用者アンケートでは、わかりやすい陳列・掲示などの意見が多かったため、リーフレット類掲示棚の置き場所の改善を行いました。特に訓練案内や求人情報の掲示を工夫しました。求人票以上の事業所情報として、事業所の作業風景などを掲示している「事業所インタビュー」の掲載の充実を図りました。

なお、求職者が希望する求人の検索が効率的に探せるように、求人検索機の特化求人の種類（「リニューアル求人：条件アップ」「60才以上応募可能求人」）を増やしました。

加えて、求職者にハローワークの支援メニューを理解してもらい窓口利用率を向上させるため、受付にて「ハローワークの窓口をご利用ください」のメッセージカードの配布を行いました。

（3）今後のサービス改善・業務改善の取組について

ハローワークの支援内容について、より分かりやすい周知方法となるよう改善に努めると同時に、一人でも多くのマンツーマン支援に取り組むことで、マッチング機能の一層の支援強化を図ってまいります。

なお、職業相談窓口の質を高めるため、キャリアコンサルタント技法や分かりやすい説明技法など引き続き職員研修を実施まいります。

また、人手不足分野の介護職における面接会は、平成 28 年度は 1 回の開催であったため、今後は、業界の案内など一人でも多くの求職者が興味を抱くような、会社・業界説明会等の取組を行ってまいります。

(4) その他業務運営についての分析等

景気回復により、就労及び就職活動に課題を持つ求職者の割合が高まる中、生活保護受給者等就労自立支援事業においては、久留米市及び管内自治体との連携により目標数を大幅に上回る成果を上げることが出来ました。

なお、障害者の就職支援については、精神障害者が増加する中、医療機関、就労支援機関との連携によるチーム支援に積極的に取り組んだことにより目標数を上回る事が出来ました。

一方で、人手不足感が多くの業種に広がる中、若者層を中心とする人材の確保については、久留米市雇用・就労推進協議会をはじめ管内自治体や商工会等で構成する協議会等において地域の雇用対策に積極的に取り組みましたが、特に医療・福祉分野、建設・製造分野については、今後一層の連携強化が求められています。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなネットワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介成功率	求人に対する紹介率	求職者に対する紹介率	生活保護受給者等の就職件数	障害者の就職件数	正社員に結びついたフリーター等の就職件数	公的職業訓練の3か月後の就職件数	マザーズハローワーク重点支援者の就職率	正社員求人数	新規高等学校卒業業者の就職内定率
実績	7,960	7,659	2,172	93.3%	96.2%	27.3%	25.3%	20.2%	528	539	1,504	453	100.0%	16,466	99.4%
目標	8,258	7,741	2,102	90.0%	90.0%	22.6%	28.7%	22.7%	366	483	1,528	344	88.3%	13,953	99.2%
目標達成率	96%	99%	103%			121%	88%	89%	144%	112%	98%	132%	113%	118%	100%
(参考) 過去3年度平均	8,795	8,327	2,109												

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク小倉 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

平成27年度の主要指標・補助指標中、目標達成率が最も低かった「雇用保険受給者早期再就職件数」の目標達成を最重要項目と位置づけ取り組みました。具体的内容としては、前年度途中から実施し、効果的であった再就職手当シミュレーションサービス（雇用保険受給者全員に再就職プランの配付）と併せて、初回講習と雇用保険説明会の分離開催を行って内容の充実を図ることで、雇用保険受給者の早期再就職意欲を喚起させる取り組みを実施しました。その結果、前年度実績及び目標値を上回ることが出来ました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

利用者目線に立った分かりやすい窓口案内として、雇用保険受給資格決定時に、総合受付において口頭説明だけでなく、クリアファイルに手続きの流れと窓口を示した案内を一緒に入れ、説明誘導を行いました。なお、初回認定日後の職業相談の誘導について、クリアファイルに目立つ色での案内を入れ誘導することで、職員も要件が初回認定日相談と容易に把握でき、的確に誘導することが出来ました。また、2階フロアの利用者に対し、1階総合受付で案内する際に、要件メモと合わせて2階の配置図に利用案内までの導線をマーカーで記入の上渡すことにより、スムーズに案内することが出来ました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

マザーズハローワーク業務について、平成28年5月23日から福岡県及び北九州市との共同作業として業務に取り組みましたが、新規求職者と相談件数については前年度を上回ったものの、紹介件数及び就職件数については前年度を下回る結果になりました。今後、紹介件数及び就職件数を増加させるため、福岡県と北九州市との連携をより一層密にして業務改善に取り組みむ必要があると考えます。

（4）その他業務運営についての分析等

主要指標のうち、就職件数・常用件数についてはわずかに目標に達しませんでした。今後は新規求職者が減少する中で、相談窓口への誘導強化、認定日相談の充実強化に取り組むことにより、相談窓口の活性化を図ることが必要であると考えます。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職 件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給 者早期再就職 件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対する 紹介率	求職者に対 する紹介率	生活保護 受給者等 の就職件 数	障害者 の就職 件数	公的職業訓 練の終了後 3か月後の 就職件数	マザーズハローワ ーク事業における 担当者制による就 職支援を受けた重 点支援対象者の 就職率	正社員求 人数	生涯現役窓 口での65 歳以上の就 職率	新規高等 学校卒業 者の就職 内定率
実績	7,888	8,780	2,289	96.4%	97.1%	28.0%	21.1%	19.6%	575	425	511	93.0%	24,396	68.0%	99.1%
目標	8,017	9,333	2,125	90.0%	90.0%	23.7%	24.6%	20.3%	540	397	522	88.3%	21,273	48.0%	98.8%
目標達成率 (参考) 過去3年度平均	98%	94%	108%			11.8%	86%	97%	106%	107%	98%	105%	115%	142%	100%

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク直方 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、県下でも生活保護受給者等の割合が高い状況の中で、平成28年度についても直方市及び宮若市と協定を締結し、地域協議会を定期的に開催するとともに巡回相談等をはじめとする関係機関と緊密に連携した支援に取り組んだ結果、就労意欲の高い者等の就労促進が図られたため、平成28年度の就職目標数126人に対し、145人の就職を達成しました。（達成率115%）

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

所内での各種研修において、ハローワークサービステキストを活用した接遇についての内容を盛り込む等の工夫をして改善を図りました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

求人充足数の向上については、昨年度から取り組んでいる毎回の求人充足会議で選定した重点支援対象求人についての情報を、各相談窓口の職員等に提供し、相談等を通じて当該情報が紹介成功に繋がるように取り組むこととします。

なお、人手不足感が高まっている業種等に対しては、ミニ面接会等の開催を含めて積極的に取り組むこととします。

（4）その他業務運営についての分析等

紹介成功率が大幅に向上した要因として、求職者一人ひとりの採用可能性について、相談結果をもとに自由コードを入力し、職業相談部門内で共有化することで適格紹介の質が向上したこと等が考えられるところ です。

なお、生活保護受給者等への就労支援については、管内の各自治体との協議会をはじめとする緊密な連携が効果的に機能したことにより、情報共有等が図られ、就労意欲の向上及び就労の促進に繋がったものと考えます。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用相談受給者早期 再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対する紹 介率	求職者に対する 紹介率	生活保護受給 者等の就職件 数	障害者の就職 件数	マザーズ/ハローワーク事業にお ける担当業務による就職支援を 受けた重点支援対象者の就職率	正社員求人数
実績	2,435	2,008	505	94.5%	96.2%	31.6%	24.6%	22.0%	145	99	92.6%	3,900
目標	2,462	1,961	467	90.0%	90.0%	27.4%	28.7%	22.9%	126	99	88.3%	3,293
目標達成率	99%	102%	108%			115%	86%	96%	115%	100%	105%	118%
(参考)過去3年度平均	2,719	2,209	513									

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク田川 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、「雇用保険受給者の早期再就職」と「求人充足」を目標達成の最重要点として、雇用保険受給者に対する就職支援の充実や職員による事業所訪問等に積極的に取り組んでまいりました。特に、雇用保険説明会での求人情報や早期再就職プランの提供、アンケートによる求職者ニーズの確かな把握、認定日の全員相談やマンツーマン支援への誘導、提案紹介等に取り組んだ結果、平成28年度の雇用保険受給者の早期再就職件数は前年度を上回る607件と目標を達成することができました。また、事業所訪問による事業所の画像情報の収集にも積極的に取り組み、所内での求人票との掲示や職業相談時の情報提供に活用したほか、管内求人事業所の見学も10回実施し、45件の求人充足・就職に繋げることができました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

所内で開催する面接会や職業訓練情報等について、利用者の方に効果的に情報提供できるよう工夫を行いました。

なお、ミニ面接会開催の際は、ポスターやリーフレット等での周知に加え、求人検索パソコンでテロップを随時流して求職者の方に案内した他、職業訓練の受講生募集の際は、最新の情報を掲載したミニリーフレットを作成・配置して、効果的な情報提供に取り組んでまいりました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

当所管内は福祉・保育等の人手不足分野の求人が多く、所内で介護職や保育士等を対象とした「ミニ面接会」を6回開催し、4名の就職に繋げることができました。平成29年度におきましては、ミニ面接会を毎月開催し、人材確保とマッチングの強化に取り組んでまいりたいと考えています。加えて、求職者の皆様に求人票以上の情報を効果的に提供するため、引き続き、事業所訪問・見学を積極的にを行い、求職者の人材ニーズや画像情報等の事業所情報の収集にも取り組んでまいります。

（4）その他業務運営についての分析等

当所では、新規高等学校卒業者の就職支援に積極的に取り組む一方で、高校生の職業意識形成支援の取組として、管内の高校2年生を対象に、田川市と福智町と連携し、平成筑豊鉄道株式会社のご協力を得ながら、「就活列車事業」に取り組んでいます。

本事業は、田川市・直方市間を結ぶ平成筑豊鉄道・伊田線を利用して、列車内で管内企業の採用担当者の説明、就職した先輩による体験談、企業のPRビデオの放映等を行うことにより、地元企業の魅力再発見と地元企業での就職意欲の喚起、将来の筑豊地域の活性化に繋げることを目的として平成27年度から実施しており、管内高等学校や企業の皆様など関係各方面からも好評価をいただいております。今後も引き続き、自治体や企業、学校とも連携して取り組んでまいります。

2 総合評価 (※)

標準的な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者の 早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人对する 紹介率	求職者に対する 紹介率	生活保護 受給者の 就職件数	公的職業訓練修 了3か月後の就 職件数	マザーズ HW 事業における担 当者制による就 職支援を受けた 重点支援対象者 の就職率	正社員 求人数
実績	2,539	2,025	607	94.4%	96.8%	35.6%	23.2%	19.6%	256	275	95.8%	3,949
目標	2,751	2,241	587	90.0%	90.0%	33.2%	26.7%	20.1%	252	197	88.3%	3,480
目標達成率	92%	90%	103%			107%	87%	98%	102%	140%	108%	113%
(参考)過去3年度平均	2,879	2,443	647									

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク行橋 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、「正社員求人数」の目標達成を最重要と考え、特に重点的に進めることとし、求人受理時、事業所訪問時、管内の事業主が集まる会合等を利用して、「正社員求人メ리트」等を積極的に周知し、正社員求人確保、非正規雇用求人からの転換の働きかけの取組を行いました。なお、正社員求人確保した場合は、玄関フロアへの正社員求人コーナーのパネル掲示による周知等の充足サービスにも取り組んでおり、利用者の皆様からの評価もいただいています。取組の結果、28年度の正社員求人は目標数を881件上回り、充足件数も目標数を75件上回るなどの効果がありました。また、市町の誘致担当部署との連携等も強化しており、管内立地企業に対して、管内雇用情勢を説明し、「正社員求人メ리트」等を周知するなど、正社員求人確保に向けた取組を積極的に行いました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

28年度利用者満足度調査：求職者アンケートの満足度は99.2%、求職者アンケートの満足度は97.8%となり、いずれも、全国平均及び福岡労働局平均を上回っており、「初めて来たが親切で丁寧」「アドバイスも的確」「親身に相談に乗っていただき心強く思った」等の評価もいただいたところ です。これは、内部のミーティングやコンプライアンス研修の中で接遇の大切さについて周知徹底を行い、サービス改善の更なる徹底を図った効果があったものと思われま す。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

日雇求職者の減少及び平成29年7月に日雇求職者給付金の現金支給が廃止となることから、日雇待合室を有効活用する検討を行いました。長期的、組織的に対応することで、更なるサービス向上につながる事項であるため、業務推進委員会等で平成29年度も引き続き検討致します。（現在の日雇待合室に求人・事業所部門を配置し、全体的に利用者スペースを拡大させ、マザーズコーナー、キッズコーナーを設置する方向で検討しています。）

（4）その他業務運営についての分析等

ハローワークの利用者数の増加に向けて、毎月2回、管内JR2駅、大型商業施設2店の専用ラックに、求人情報誌を配置し、地域の皆様へ情報提供及びハローワーク利用促進に取り組んでいます。なお、当所職業相談窓口への案内は、求人情報提供端末に「窓口利用勧奨パンフ」を画像掲載することにより周知し、総合受付においても利用者の皆様に対して「相談窓口利用」の声掛けを積極的に行いました。しかしながら、管内業況は堅調に推移しており、離職者減による新規求職者の減少、利用者数の減少が続いていることは課題となっております。今後、ハローワーク利用のメ리트をより多くの方に認識していただくための周知を行い、利用者数増に向けた取組の改善を行ってまいります。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 特記事項

職員、求人者支援員による計画的な事業所訪問を行い、事業所画像情報の収集に取り組みました。収集した画像情報は、「3～5コマの仕事風景等の画像」及び「会社のコメント」を挿入し、1枚の情報としてわかりやすく編集しています。なお、作成後は、求人情報提供端末、玄関フロアのパネル掲示により画像情報を提供することで、求人票以上の仕事内容等の情報を提供し、利用者の皆様から「作業現場のイメージができ、希望求人を選択につながる。」等の評価をいただいています。これからも、具体的にわかりやすい求人票の作成及び事業所画像情報収集・提供については、改善を重ね、効果的なマッチングの推進に取り組んでいきます。

4 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介成功率	求人に対する紹介率	求職者に対する紹介率	生活保護受給者等の就職件数	障害者の就職件数	マゼースハローワーク事業における担当制による就職支援を受けた重点支援対象者の就職率	正社員求人数
実績	2,962	2,633	881	97.8%	99.2%	35.2%	25.7%	20.3%	303	124	90.6%	4,493
目標	2,980	2,558	798	90.0%	90.0%	29.9%	27.3%	21.6%	126	109	88.3%	3,612
目標達成率	99%	103%	110%			118%	94%	94%	240%	114%	103%	124%
(参考)過去3年度平均	3,123	2,723	800									

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク福岡東 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

充足数・正社員求人数の目標達成に向けて、正社員求人への勧奨や求職者目線を意識した求人票の「仕事の内容欄」の充実、応募者の増加を目的とした画像情報の収集及び未充足求人の解消や採用後のミスマッチ解消を意識した求人票の作成を行いました。さらに、充足会議等で選定した重点支援求人や未充足求人に対し、条件緩和等も含めたフォローアップを求人担当者制で実施しました。

加えて、就職件数の目標達成に向けて、初回求職登録時や初回認定相談時にアンケートを活用し、求職者ニーズ及び緊要度を的確に把握して、必要な支援サービスの提供を徹底して行うことに努めました。また、繰り返し再就職手当制度についての説明を行い、利用促進に努めました。

その他、総合案内及びフロアナビによる来所者に対するの声かけや情報提供を積極的に行った結果、「窓口利用率」及び「相談率」において前年実績を上回ることができました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

窓口利用率向上にあたって、求人情報提供端末に各種支援メニューを表示した三角柱の設置やメニューボタン・画面表示の設定の見直しを実施しました。また、掲示板やパンフレットラック等のレイアウト、及び総合案内や各窓口の案内表示についても見直しを行い、わかりやすい掲示方法に改善しました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

求人充足会議において、職員主導で充足可能性求人・重点支援求人を選定し、求人者支援員を中心とした担当者制によるフォローアップを行う際に、可能な限り職業相談部門職員も同行して連携の強化を図り未充足求人の解消に努めます。

さらに、シニア（60歳以上）提供用求人情報誌を作成して初回認定相談時に配付し、雇用保険受給者の窓口誘導の強化を図ります。

（4）その他業務運営についての分析等

正社員の求人数は平成27年度に比べ19%増加していますが、一方で、若年層を中心とした求職者の減少と希望する職種の違い等から正社員求人の就職が1.8%減少していることから、能動的マッチングの強化等、正社員求人の充足（就職）対策を一層強化いたします。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者 早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に 対する 紹介率	求職者に 対する 紹介率	生活保護 受給者等 の 就職件数	障害者の 就職件数	ハローワークの職 業紹介により、正 社員に結びついた フリーター等の 件数	公的職業訓 練の修了3 か月後の 就職件数	正社員 求人数	正社員 就職件数	介護・看護・ 保育分野の 就職件数
実績	7,080	6,564	2,944	99.0%	97.2%	21.6%	22.3%	18.4%	640	498	2,167	545	20,160	3,833	1,275
目標	7,318	6,778	2,797	90.0%	90.0%	17.7%	26.5%	19.8%	510	487	2,125	447	15,968	4,037	1,311
目標達成率	97%	97%	105%			122%	84%	93%	125%	102%	102%	122%	126%	95%	97%
(参考)過去3年度平均	7,621	7,299	2,843												

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク八女 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、「就職件数」の目標達成を最重要と考え、求職者担当者制による提案紹介を実施するとともに、応募書類の添削及び面接時のアドバイスを積極的に実施した結果、この取組に係る目標の就職件数180件以上に対して、就職件数190件を達成できました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

利用者アンケートにおいて、トイレの洋式化及びウォシュレットの設置、また多目的トイレのベビーシート及びウォシュレットの設置が要望されていたため、庁舎整備計画において申請したところ、このうち多目的トイレのベビーシート及びウォシュレットが設置されました。乳幼児連れの利用者も多く、設置後は好評をいただいています。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

当所の玄関フロアには、各種情報を周知・提供することを目的に、各種リーフレット等を多数設置していますが、他機関の依頼によるリーフレットも多く雑然としており、利用者が必要な情報を得にくい状況となっているため、目的別の案内表示をしたリーフレットラックを設置し、利用者が必要とする情報を確実に得られる環境を整備してまいります。

（4）その他業務運営についての分析等

求人充足件数の増加を図るため、求職者が応募に際して重視する点等（賃金、休日、勤務時間、正社員等）の求職者ニーズを把握し、積極的な求人条件の緩和を実施します。また、求人条件緩和後のフォローアップ（求職者への当該求人の情報提供等）を積極的に実施します。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者の 早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対す る紹介率	求職者に対す る紹介率	生活保護受給者 等の就職件数	正社員 求人数	介護・看護・ 保育分野の 就職件数	新規高等学校 卒業者の就職 内定率
実績	2,797	2,595	727	97.6%	96.9%	35.0%	26.8%	23.4%	178	3,975	515	99.7%
目標	2,894	2,888	651	90.0%	90.0%	28.8%	29.6%	25.1%	42	4,259	550	98.9%
目標達成率	97%	90%	112%			122%	91%	93%	424%	93%	94%	101%
(参考)過去3年度平均	2,988	2,779	658									

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク朝倉 就職支援業務報告（平成 28 年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、全所必須指標の中では「雇用保険受給者の早期再就職件数」、所重点指標の中では「生活保護受給者等の就職件数」の取組の目標達成を最重要事項と位置づけ、重点的に取り組みました。

「雇用保険受給者の早期再就職件数」については、アンケートによる求職者ニーズ及び緊要度の確な把握、求職申し込み後一週間以内等複数回の求人情報の提供、再就職手当受給額試算シミュレーションの提示及び認定日における全員職業相談の実施等の取組を行い、目標を達成できました。

「生活保護受給者等の就職件数」については、福祉事務所等関係機関との顔の見える連携をベースとして、個々の求職者に応じたきめの細かいマンツーマンの就職支援に取組を行い、目標を達成できました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

所内に掲示・設置しているポスターやリーフレット類について、利用者アンケートの意見を踏まえ、利用者の皆様にとってわかりやすくなるよう改善を図りました。例えば、職業訓練の案内については、専用の掲示パネルを設け、職業訓練の概要を表示するとともに、期間別、分野別、地域別に見やすく整理して掲示するようにしました。

また、各窓口の利用者用椅子の背面に窓口番号を大きく表示することにより、窓口への案内をわかりやすくしました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

当所管内の人手不足分野である介護分野のミニニ面接会を1回開催し一定の成果をあげることができましたが、当初の見込みより参加者が少なかったため、他のハローワークの取組なども参考に、より多くの求職者の皆様に参加していただけるよう改善を図ることとします。

なお、単独のミニニ面接会のほか、近隣の安定所と連携した面接会の開催に積極的に取り組みます。

さらに、求人充足サービスの向上を目指し、求人充足会議について、求人部門と職業相談部門の連携及び重点支援対象求人の的確な選定ができるように運営方法を見直します。

(4) その他業務運営についての分析等

新規求職者の減少傾向が続く中、職業相談窓口での質の高い支援を目指して求職者担当者制を積極的に展開し、より具体的な求人情報の提供、応募書類の添削・作成援助、面接での助言等の支援にマンツーマンで取り組みました。

なお、ハローワークとしてのマッチング機能を一層高めるために、求職者ニーズを正確にとらえ記載漏れのないようにするとともに、求人票については、記載内容と実際の労働条件の相違がなく、求職者にわかりやすく魅力あるものになるよう土台となる基礎業務の徹底を図りました。

その他、当所管内に本社を置き、九州中心にチェーン展開している量販店から、当所管轄外の各地域店舗を就業場所とする求人が大量に申し込まれるため、受理地別の求人倍率では、実際の当所管内の雇用失業情勢を正確に把握できない状況です。

したがって、就業地別の求人状況を正確に分析し、求職者ニーズに応じた求人を開拓する等積極的なマッチングに努めています。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給 者の早期再就 職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介成功率	求人に対する 紹介率	求職者に対する 紹介率	生活保護受給 者等の就職件 数	ハローワークの職 業紹介により正社 員に結びついたフ リーター等の件数	正社員求人数
実績	1,682	1,539	437	96.2%	94.8%	33.7%	15.5%	23.4%	66	409	4,383
目標	1,857	1,518	380	90.0%	90.0%	29.1%	23.2%	23.9%	42	318	3,447
目標達成率	91%	101%	115%			116%	67%	98%	157%	129%	127%
(参考)過去3年度平均	1,970	1,651	424								

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク福岡南 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、すべての職員（非常勤職員を含む）が、共通の目的意識（納得感）をもって取り組むことが重要であるとの基本認識のもと、ハローワークのマッチング機能に係る業務の改善等に取り組ましました。

とくに、ハローワークによる能動的マッチング、求人充足サービスの推進をより重点的に取り組むこととし、職業相談窓口における「提案紹介」の促進、雇用保険受給者への「就職活動アンケート」を活用した来所日（認定日）相談の実施、求人票「仕事内容」欄の記載内容の充実、求人事業所の「画像」を含む事業所情報の積極的な収集などについて、積極的な推進を図りました。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

“就業場所がJR及び私鉄の駅から徒歩5分以内”の求人をまとめた情報誌「駅近（えきちか）求人」を新たに作成、隔週水曜日に発行するとともに、これらの求人が、求人検索用パソコンによる「キーワード検索」でも容易に抽出できるよう、求人票の記載方法を改善するなどして、求職者等への求人情報提供の充実・強化を図りました。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

引き続き、ハローワークによる能動的マッチング、求人充足サービスの推進に取り組めます。

特に、自己理解等の不足により就職活動の長期化が懸念される求職者や求職活動経験の少ない雇用保険受給者などに対しては、より一層きめ細かな支援が必要となつてきていることから、ハローワークの各就職支援サービスの活用することのメリットを積極的にPRするとともに、窓口担当職員の資質の向上を図るため、職員研修等（相談技法の向上）の充実に努めます。

（4）その他業務運営についての分析等

職業相談窓口の活性化を図るため、窓口担当職員の資質向上を目的とした研修等の充実や組織体制の見直し（複数の職業相談部門を再編）による一体的な就職支援の実施に取り組んだ結果、「紹介成功率」については、過去3年度平均（17.5%）を上回る（実績：20.2%）ことができました。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険 受給者早 期再就職 件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対す る紹介率	求職者に対 する紹介率	生活保護 受給者等の 就職件数	障害者の 就職件数	HWの職業紹 介により正規 雇用に結びつ いたフリー ター等の件数	マザーズ HW事業に おける担当 者制による 就職支援を 受けた重点 支援対象者 の就職率	正社員 求人数	正社員 就職件数	新規高等 学校卒業 者の就職 内定率
実績	7,268	6,219	3,420	97.0%	96.3%	20.2%	25.1%	19.0%	421	511	1,530	102.3%	17,091	3,721	98.5%
目標	7,489	6,285	3,299	90.0%	90.0%	16.8%	26.6%	19.5%	492	488	1,530	88.3%	14,948	4,038	98.1%
目標達成率	97%	99%	104%			120%	94%	97%	86%	113%	100%	116%	114%	92%	100%
(参考)過去 3年度平均	7,739	6,643	3,334												

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

ハローワーク福岡西 就職支援業務報告（平成28年度）

1 所長による分析（業務運営の総括）

（1）特に重点的に取り組んだ事項

当所では、正社員求人目標達成を最重要と考え、特に重点的に進めることとし、求人開拓や正社員求人による面接会への開催などの取組を行いました。

糸島市と連携して開催した面接会は参加企業が6社であり、参加者29人のうち10人を就職に結びつけることができました。共催の糸島市からは、事業継続・拡充を要望されています。

（2）サービス改善・業務改善を図った事項

利用者アンケートでは、展示物（ポスターなど）が見にくいとの意見が多かったため、全面的に掲示方法を見直しました。

なお、求人票をテーマ別に掲示し、作業風景や製品等の写真も併せて見ていただくことにより、仕事内容のイメージが分かりやすくなったと好評をいただいています。

（3）今後のサービス・業務改善の取組について

福祉分野の面接会を2回開催しました。34人の参加者のうち、12人の方が就職されました。求人者の方からも、面接者に接する貴重な機会であると開催を要望される声が多いため、来年度も引き続き2回以上の開催を計画します。

（4）その他業務運営についての分析等

糸島市の要望により実施したふるさとハローワークにおける出張相談は、求職者の皆様からも好評をいただいていることから、平成29年度も継続して実施します。糸島市と連携し、求職者の方の実情に応じたきめ細やかな職業相談を行います。

2 総合評価 (※)

良好な成果

※ 業務量や業務の特徴などが同じようなハローワークとの比較による評価

3 マッチング関係業務の成果 (主なもの)

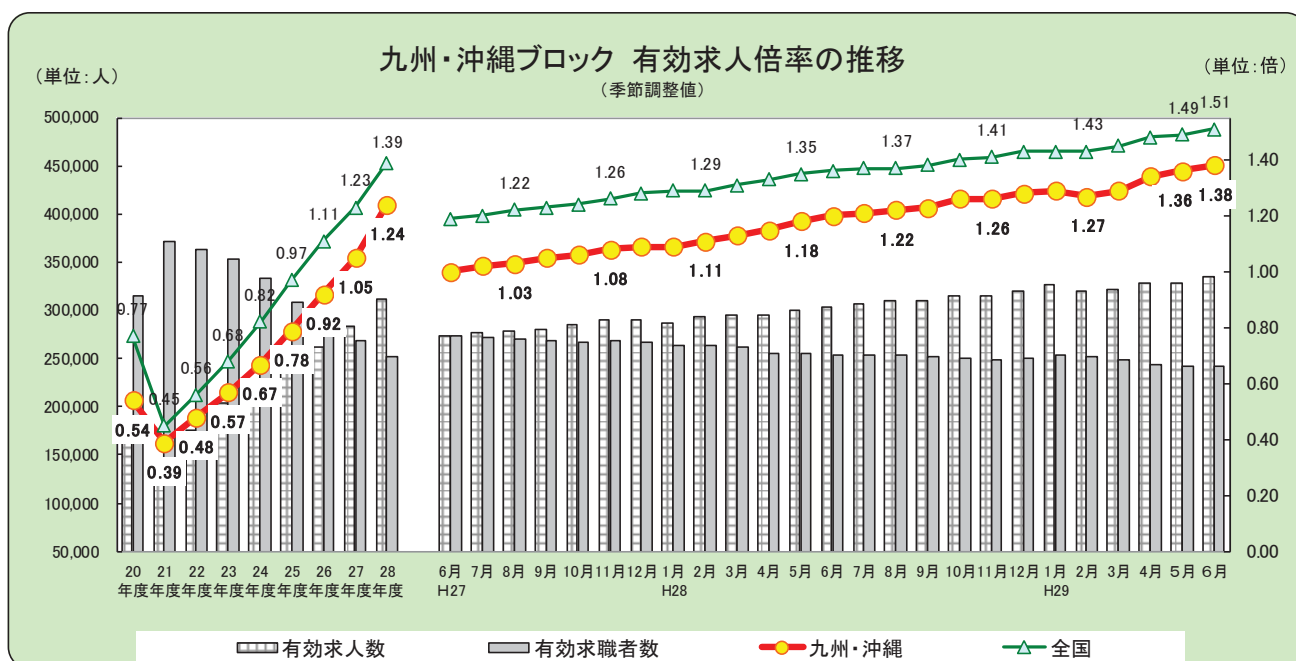
	就職件数	充足件数 (受理地)	雇用保険受給者 早期再就職件数	満足度 (求人者)	満足度 (求職者)	紹介 成功率	求人に対する 紹介率	求職者に対 する紹介率	障害者の 就職件数	ハローワークの職 業紹介により正社 員に結びついたフ リーター等の件数	マザーズハローワーク事 業における担当者制によ る就職支援を受けた重点 支援担当者の収束率	正社員求 人数	新規高等学校 卒業者の就職 内定率
実績	5,245	2,840	1,453	98.1%	99.0%	20.9%	26.5%	22.6%	304	1,159	91.9%	5,129	100%
目標	5,414	2,657	1,419	90.0%	90.0%	17.9%	27.9%	23.7%	290	995	88.3%	4,405	100%
目標達成率	97%	107%	102%			117%	95%	95%	105%	116%	104%	116%	100%
(参考)過去3年度平均	5,607	2,818	1,412										

※ 「目標達成率」は年度当初に設定した目標値に対する達成率

九州・沖縄地域の雇用失業情勢

(平成 29 年 6 月分)

- 有効求人倍率（季節調整値）は1.38倍となり、前月を0.02ポイント上回った。
 - ・有効求人数（季節調整値）は前月に比べ1.7%増と4か月連続で増加した。
 - ・有効求職者数（季節調整値）は前月に比べ0.1%減と5か月連続で減少した。
- 新規求人倍率（季節調整値）は2.01倍となり、前月を0.02ポイント上回った。
 - ・新規求人数（季節調整値）は前月に比べ4.7%増と2か月ぶりに増加した。
 - ・新規求職者数（季節調整値）は前月に比べ3.6%増と2か月ぶりに増加した。
- 新規求人数（原数値）は、前年同月に比べ7.6%増加した。
- 新規求職者数（原数値）は、前年同月に比べ5.9%減少した。



■九州・沖縄ブロック

有効求人倍率	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	1.34	1.36	1.38									
平成28年度	1.15	1.18	1.20	1.21	1.22	1.23	1.26	1.26	1.28	1.29	1.27	1.29
平成27年度	0.99	1.00	1.00	1.02	1.03	1.05	1.06	1.08	1.09	1.09	1.11	1.13

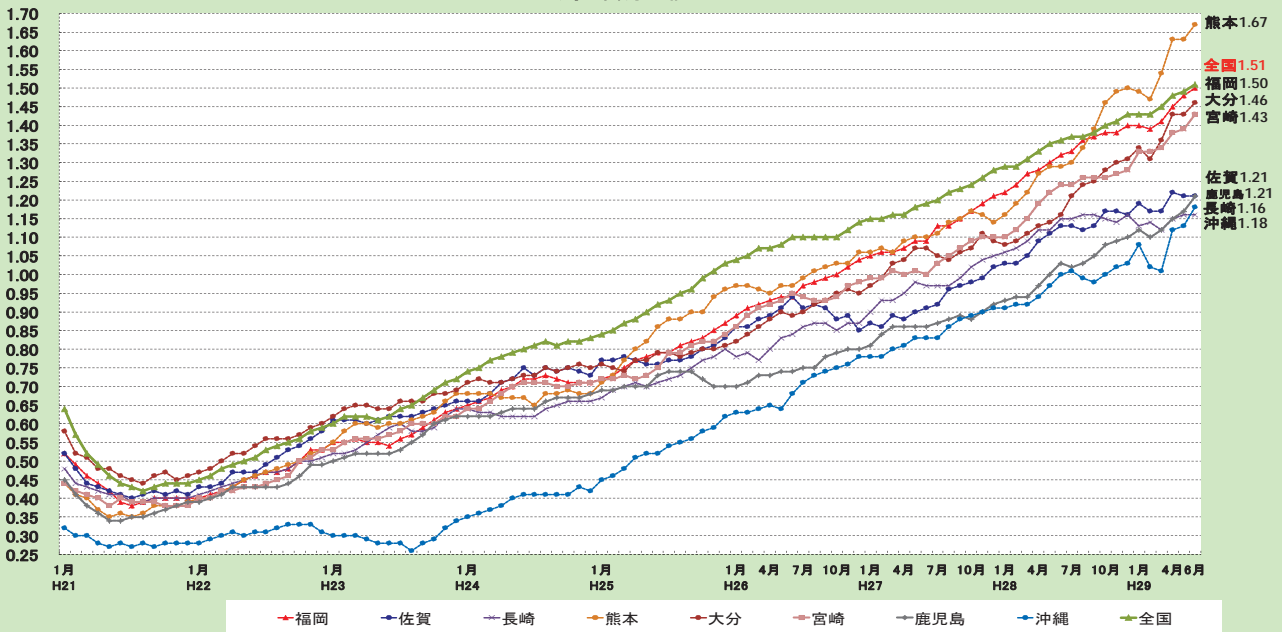
有効求人数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	327,861	328,901	334,568									
平成28年度	295,751	299,490	303,516	306,055	310,190	310,516	314,111	314,841	319,674	326,239	320,526	321,858
平成27年度	272,388	274,443	273,888	277,303	278,363	280,857	284,226	289,328	290,775	287,507	292,822	295,311

有効求職者数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成29年度	244,184	242,131	241,872									
平成28年度	256,213	254,660	253,361	253,707	253,503	251,883	250,240	249,015	250,099	253,233	252,086	249,557
平成27年度	276,094	274,000	273,094	272,033	270,534	268,262	267,671	268,177	267,318	262,865	264,027	261,659

※数値は季節調整値。H28.12以前の数値は、新季節調整指数により改訂。

九州・沖縄八県の有効求人倍率の推移 (季節調整値)

(単位:倍)

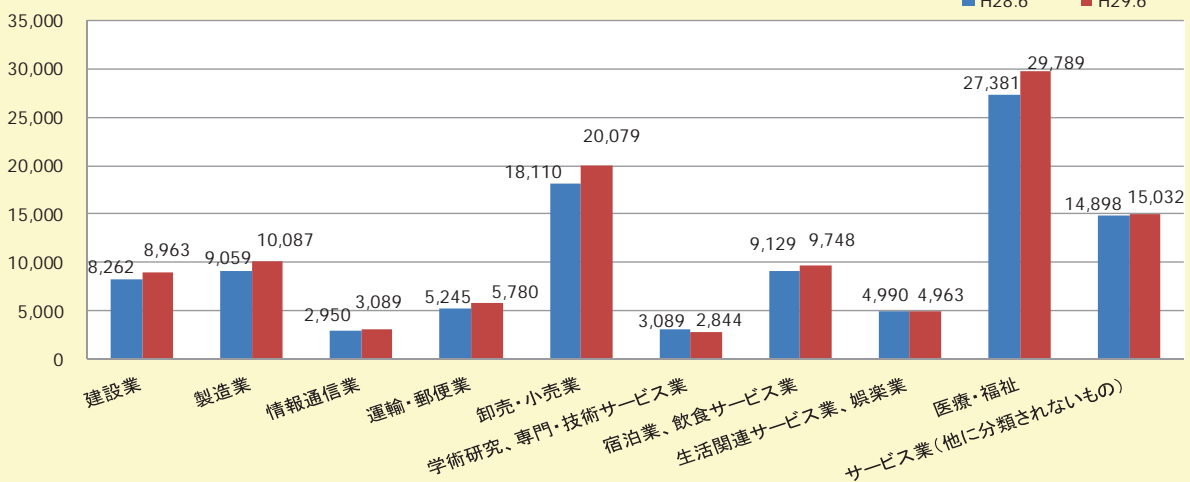


	H28 6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H29 1月	2月	3月	4月	5月	6月	前月差
全国	1.36	1.37	1.37	1.38	1.40	1.41	1.43	1.43	1.43	1.45	1.48	1.49	1.51	0.02
九州・沖縄	1.20	1.21	1.22	1.23	1.26	1.26	1.28	1.29	1.27	1.29	1.34	1.36	1.38	0.02
福岡	1.32	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.40	1.40	1.39	1.41	1.45	1.48	1.50	0.02
佐賀	1.13	1.13	1.12	1.13	1.17	1.17	1.16	1.19	1.17	1.17	1.22	1.21	1.21	0.00
長崎	1.15	1.15	1.16	1.16	1.15	1.14	1.16	1.13	1.14	1.12	1.15	1.16	1.16	0.00
熊本	1.29	1.30	1.34	1.39	1.46	1.49	1.50	1.49	1.47	1.54	1.63	1.63	1.67	0.04
大分	1.16	1.21	1.24	1.25	1.28	1.30	1.31	1.34	1.31	1.36	1.43	1.43	1.46	0.03
宮崎	1.24	1.24	1.26	1.26	1.26	1.27	1.28	1.33	1.33	1.34	1.38	1.39	1.43	0.04
鹿児島	1.03	1.02	1.03	1.05	1.08	1.09	1.10	1.12	1.10	1.12	1.15	1.17	1.21	0.04
沖縄	1.00	1.01	0.99	0.98	1.00	1.02	1.03	1.08	1.02	1.01	1.12	1.13	1.18	0.05

産業別新規求人数の対前年同月比 (九州・沖縄計)

建設業	(8.5 %)	製造業	(11.3 %)
情報通信業	(4.7 %)	運輸・郵便業	(10.2 %)
卸売・小売業	(10.9 %)	金融・保険業	(▲ 11.4 %)
不動産業	(7.2 %)	学術研究、専門・技術サービス業	(▲ 7.9 %)
宿泊業、飲食サービス業	(6.8 %)	生活関連サービス業、娯楽業	(▲ 0.5 %)
医療・福祉	(8.8 %)	サービス業(他に分類されないもの)	(0.9 %)

主要産業別新規求人数(九州・沖縄)



九州・沖縄八県労働市場主要指標

平成29年6月

項目	単位	九州・沖縄八県								合計									
		福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県										
1 新規求職者数 季節調整値	人	19,676	▲ 2.2	3,670	▲ 0.1	6,261	▲ 4.2	6,202	▲ 16.4	4,560	▲ 10.0	4,819	▲ 10.3	8,219	▲ 3.9	5,485	▲ 5.8	58,892	▲ 5.9
		19,881	3.6	3,822	3.7	6,357	6.3	6,044	5.3	4,695	▲ 0.8	4,754	▲ 0.9	8,122	7.3	5,796	1.8	59,471	3.6
2 新規求人数 季節調整値	人	42,938	8.6	6,592	▲ 0.9	10,707	4.2	15,429	14.2	9,537	8.3	9,909	5.5	14,273	9.7	10,002	2.6	119,387	7.6
		42,784	2.7	6,381	3.6	10,725	5.0	15,557	14.5	9,849	9.4	9,903	▲ 1.6	14,483	6.2	9,919	0.4	119,601	4.7
3 有効求職者数 季節調整値	人	85,477	▲ 3.8	16,145	▲ 0.9	25,410	1.4	28,177	▲ 10.2	19,861	▲ 8.1	20,509	▲ 6.4	34,919	▲ 2.9	25,726	▲ 6.0	256,224	▲ 4.5
		80,464	0.4	15,341	0.9	24,161	1.7	26,010	▲ 1.1	18,813	▲ 0.9	19,385	▲ 1.7	32,775	▲ 0.2	24,923	▲ 1.1	241,872	▲ 0.1
4 有効求人数 季節調整値	人	116,601	8.6	18,187	5.7	27,997	2.6	41,727	16.5	26,656	13.9	26,741	7.6	39,111	14.4	28,650	10.4	325,670	10.0
		120,493	1.6	18,513	0.5	27,963	1.5	43,529	1.8	27,424	0.9	27,648	0.7	39,634	3.0	29,364	3.1	334,568	1.7
5 就職者数	人	7,090	▲ 4.0	1,661	▲ 7.2	2,842	0.1	2,854	▲ 4.2	2,328	▲ 4.4	2,393	▲ 7.7	3,739	▲ 1.2	2,072	▲ 5.4	24,979	▲ 3.9
6 紹介件数	件	26,771	▲ 11.9	4,469	▲ 12.8	8,588	▲ 7.3	7,263	▲ 12.1	6,137	▲ 15.7	6,856	▲ 16.9	9,958	▲ 9.5	6,810	▲ 8.8	76,852	▲ 11.7
7 新規求人倍率 季節調整値	倍	2.18	0.21	1.80	▲ 0.01	1.71	0.14	2.49	0.67	2.09	0.35	2.06	0.31	1.74	0.22	1.82	0.15	2.03	0.26
		2.15	▲ 0.02	1.67	0.00	1.69	▲ 0.02	2.57	0.20	2.10	0.20	2.08	▲ 0.02	1.78	▲ 0.02	1.71	▲ 0.02	2.01	0.02
8 有効求人倍率 季節調整値	倍	1.36	0.15	1.13	0.07	1.10	0.01	1.48	0.34	1.34	0.26	1.30	0.17	1.12	0.17	1.11	0.16	1.27	0.17
		1.50	0.02	1.21	0.00	1.16	0.00	1.67	0.04	1.46	0.03	1.43	0.04	1.21	0.04	1.18	0.05	1.38	0.02
9 雇用保険 被保険者数	千人	1,693	3.8	237	2.2	368	2.8	478	3.0	334	2.8	296	3.1	455	2.2	413	4.6	4,274	3.3
10 雇用保険 受給者実人員	人	19,901	▲ 9.8	3,169	▲ 5.9	5,350	▲ 0.9	8,597	▲ 24.2	4,881	▲ 13.0	4,290	▲ 10.8	6,471	▲ 9.7	5,006	▲ 7.9	57,665	▲ 11.6

(注) 1 1～8は新規卒のぞき、パートタイムを含む。

2 9は一般、高齢、短時間を含み、10は基本手当基本分(高齢、特例を除き、短時間を含む)。

3 各県の左側は実数。右側は前年比(%・ポ)、ただし季節調整値は前月比(%・ポ)。



報道関係者各位

平成29年7月28日
福岡労働局 職業安定部 訓練室
室長 井邊 靖宏 (内線4919)
室長補佐 古川 政彦 (内線4920)
(直通電話) 092-434-9805

「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します
～8月に県内関係ハローワークが地方公共団体の庁舎内等で出張相談を実施～

福岡労働局（局長 野澤 英児）及び福岡県内のハローワークでは、ひとり親の就労支援を強化するため、児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する8月に、ハローワークが地方公共団体の庁舎等に臨時相談窓口を設置する等の取組を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

キャンペーン期間における主な実施内容

- 既にハローワークの常設相談窓口が設置されている地方公共団体（現在、12か所設置）に加え、地方公共団体の庁舎内等にハローワークの臨時相談窓口（計16か所）を設置し、きめ細やかな職業相談・職業紹介を実施します。
（※各ハローワークの臨時相談窓口等の開設状況は別紙のとおりです。）
- キャンペーンに係る周知用リーフレットを作成の上、地方公共団体他関係機関を通じて配布する等、ハローワークでの支援の内容等について積極的な周知を実施するとともに、当該常設相談窓口や臨時相談窓口を設置する地方公共団体に対しては、現況届受理時に当該相談窓口への積極的な誘導を依頼することにより、児童扶養手当受給者の就労支援等に地方公共団体と連携、協力して取り組みます。

参考

- 本キャンペーンの取組は、平成27年度から実施。
- 福岡労働局における児童扶養手当受給者に対する就労支援の実績（就労自立促進事業実績）

年 度	支援対象者数	就職者数	就職率	備考
平成28年度	2,502人	1,757人	70%	就職者数：全国1位
平成27年度	2,575人	1,828人	71%	就職者数：全国1位
平成26年度	2,582人	1,615人	63%	就職者数：全国1位

○ 児童扶養手当制度の概要

(1) 目的

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図るもの。(平成22年8月から父子家庭も対象。)

(2) 支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者(祖父母等)。

(3) 支給要件

父母が婚姻を解消した児童、父又は母が死亡した児童、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童、父又は母の生死が明らかでない児童などを監護等していること。

※ただし、国内に住所を有しないとき、児童が父又は母と生計を同じくするとき、母又は父の配偶者に養育されるとき等は支給されない。

(4) 手当額(月額)

受給資格者(ひとり親家庭の母や父など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。※個々の手当額については、市町村にお問い合わせください。

平成29年4月～

○子ども1人の場合

全部支給：42,290円

一部支給：42,280円～9,980円(所得に応じて決定されます。)

○子ども2人目の加算額

全部支給：9,990円

一部支給：9,980円～5,000円

○子ども3人目以降の加算額(1人につき)

全部支給：5,990円

一部支給：5,980円～3,000円

臨時相談窓口設置日一覧

臨時相談窓口設置場所	臨時窓口相談日	相談時間	実施安定所
春日市役所内	8月10日(木)	10:00～12:00	ハローワーク福岡南
	8月17日(木)		
	8月24日(木)		
	8月31日(木)	10:00～14:00 〔セミナー：履歴書の作り方講座 14:30～16:00〕	
筑紫野市役所内	8月7日(月)	9:30～12:00	
	8月14日(月)		
	8月21日(月)		
	8月28日(月)		
太宰府市役所内	8月9日(水)	9:30～12:00	
	8月23日(水)		
大野城市役所内	8月4日(金)	9:00～12:00	
	8月18日(金)		
那珂川町 勤労青少年ホーム2階	第5会議室 8月3日(木)	9:00～12:00	
	第1会議室 8月7日(月)		
	第5会議室 8月14日(月)		
宗像市 ふるさとハローワーク	8月2日(水)	13:30～17:00	
	8月9日(水)		
	8月16日(水)		
	8月23日(水)		
	8月24日(木)		
	8月25日(金)		
	8月30日(水)		
福津市役所(1階)	8月10日(木)	13:30～16:00	
	8月17日(木)		
	8月24日(木)		
篠栗町役場内	8月18日(金)	13:30～16:00	
	8月22日(火)		
糸島市 ふるさとハローワーク	8月1日(火)	10:00～15:30	
	8月8日(火)		
	8月15日(火)		
	8月22日(火)		
	8月29日(火)		
大牟田市役所 (子ども家庭課前)	8月4日(金)	13:00～16:00	
	8月8日(火)		
	8月10日(木)		
みやま市役所高田支所内	8月16日(水)	10:00～12:00	ハローワーク大牟田
みやま市役所 (本庁舎2階)	8月22日(火)	13:00～16:00	
	8月24日(木)		
柳川市役所柳川庁舎内	8月15日(火)	13:00～16:00	
	8月16日(水)		
柳川市役所三橋庁舎内	8月17日(木)	13:00～16:00	
八女市役所(1階)	8月9日(水)	9:30～17:00	ハローワーク八女
筑後市役所(1階)	8月16日(水)	8:30～16:00	

地方公共団体庁舎内の一体的実施施設(常設相談窓口)設置一覧

【ご注意】

常設相談窓口は、生活保護受給者、児童扶養手当受給者の方々などを対象としており、一般の求職者への職業相談、職業紹介は行っていません。

【福岡市】

対象自治体	名称	設置場所 (所在地)
福岡市南区	福岡市南 福祉・就労支援コーナー	福岡市南区役所 別館内 〒815-8501 福岡市南区塩原3-25-1
福岡市東区	福岡市東 福祉・就労支援コーナー	福岡市東区保健福祉センター 3階 〒812-0053 福岡市東区箱崎2-54-27
福岡市城南区	福岡市城南 福祉・就労支援コーナー	福岡市城南区役所 2階 〒814-0192 福岡市城南区鳥飼6-1-1
福岡市西区	福岡市西 福祉・就労支援コーナー	福岡市西区役所 1階 〒819-8501 福岡市西区内浜1-4-1
福岡市博多区	福岡市博多 福祉・就労支援コーナー	福岡市博多区役所 2階 〒812-8512 福岡市博多区博多駅前2-9-3
福岡市中央区	福岡市中央 福祉・就労支援コーナー	福岡市中央区役所 3階 〒810-8622 福岡市中央区大名2-5-31
福岡市早良区	福岡市早良 福祉・就労支援コーナー	福岡市早良区役所 別館1階 〒814-0006 福岡市早良区百道2-1-36

【北九州市】

対象自治体	名称	設置場所 (所在地)
北九州市八幡西区	八幡西区 福祉・就労支援コーナー	八幡公共職業安定所コムシティ6階 〒806-8510 北九州市八幡西区黒崎3-15-3
北九州市小倉北区	小倉北区 福祉・就労支援コーナー	小倉北区役所 2階 〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1-1
北九州市小倉南区	小倉南区 福祉・就労支援コーナー	小倉南区役所 2階 〒802-8510 北九州市小倉南区若園5-1-2

【久留米市】

対象自治体	名称	設置場所 (所在地)
久留米市	ハローワーク久留米相談窓口 (自立促進事業常設窓口)	久留米市役所 地下1階 〒830-8520 久留米市城南町15-3

【飯塚市】

対象自治体	名称	設置場所 (所在地)
飯塚市	飯塚市 福祉・就労支援コーナー	飯塚市役所 2階 〒820-8501 飯塚市新立岩5-5

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポート キャンペーン！



がんばるあなたを
ハローワークが
応援します！



お住まいの筑紫野市に、ハローワークの臨時相談窓口を設置します。児童扶養手当の現況届を提出される際には、ぜひご利用ください。

臨時相談窓口日程

【会 場】 筑紫野市役所 第1別館 2階第2会議室

【日 程】 ① 8月 7日 (月) 9時30分～12時
② 8月 14日 (月) 9時30分～12時
③ 8月 21日 (月) 9時30分～12時
④ 8月 28日 (月) 9時30分～12時

支 援 内 容

- 担当者制による個別就職支援 ※予約制
- ご希望に応じた求人情報の提供
- 公的職業訓練情報の提供
- 就職活動ノウハウの提供
(応募書類の作成・添削、面接指導など)
- 就職後のフォローアップ

お問い合わせ
ハローワーク福岡南
(福岡南公共職業安定所)

☎092-558-4472

☎092-558-4473

春日市春日公園3-2
担当：職業相談第2部門

ハローワーク福岡南では、みなさんの就職に向けて様々な支援を行っています

担当者制による相談



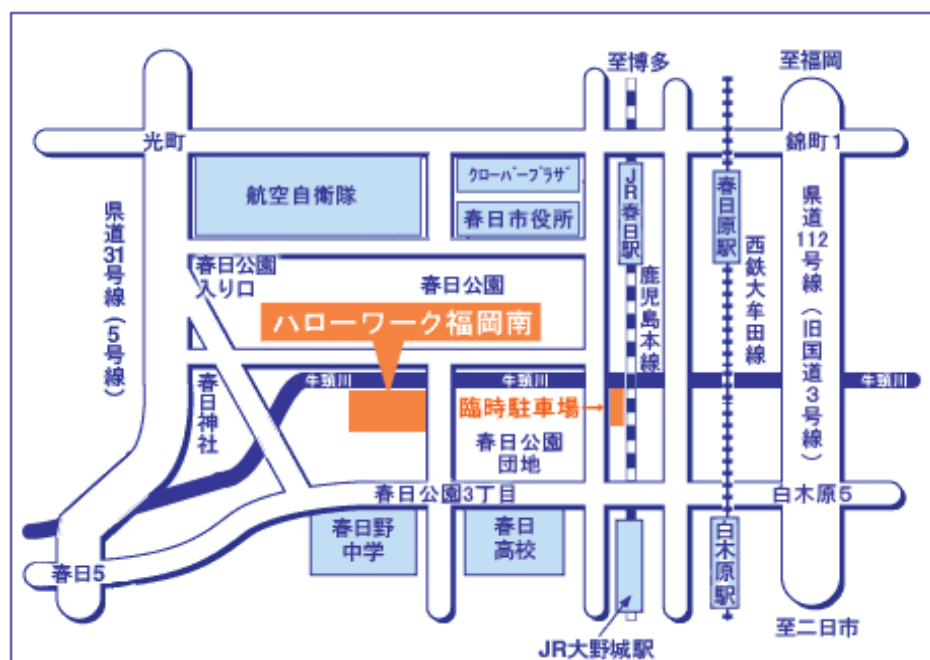
- * 支援期間は6カ月間です。期間の延長、途中終了も可能です。
- * 守秘義務に基づいて相談は行われます。
- * 面談日は予約制です。待ち時間なく相談できます。
(1週間から10日に1回程度、実施していきます。)
(相談時間は、1回40分程度です。)

支援内容は・・・

- * 求人検索機の利用方法、求人票の見方をていねいに説明します。
- * ご自身で見られた求人情報誌、知人からの求人情報についてもご相談ください。
- * 応募書類の作成支援、履歴書、職務経歴書の添削を行います。
- * 面接対策を行います。
- * 技能習得、スキルアップのための職業訓練に関する情報、現在の就職状況など各種就職情報を提供しています。
- * 就職後のフォローアップも行います。(希望者の方に対して行います。)
- * 就職に向けた不安や悩みをご相談ください。

利用ご希望の方は・・・

- * 総合受付にお越しください。担当窓口にご案内いたします。
- * ご持参いただく書類等はございません。窓口では、求職申込書の記入などをお願いします。
- * 皆様のご利用をお待ちしております。



【所在地】
春日市春日公園3丁目2番地

【電話】
☎092-558-4472
☎092-558-4473

【窓口取扱時間】
平日 8時30分～17時15分

【アクセス】
西鉄大牟田線「白木原駅」下車
徒歩15分

JR鹿児島本線「大野城駅」下車
徒歩10分

庁舎敷地内に17台、臨時駐車場に34台(春日公園団地前のJR線路沿い)の駐車場を設けておりますが、満車となることも多く、できるだけ公共の交通機関による来所をお願いいたします。
なお、周辺地域は住宅地であり駐車禁止区域となっております。

平成 29 年 7 月九州北部豪雨災害への福岡労働局の対応等について

1 厚生労働省福岡労働局における対応

※福岡労働局HP掲載事項については、別添1参照。

(1) 災害対策本部の設置、開催

7月6日に設置し、以後6回開催。

※福岡県、九州厚生局、九州経済産業局等との連携を図る。

(2) 被害状況等の把握、雇用調整等に係る情報収集・支援等

- ① 事業場の被災状況や雇用調整等の情報収集を行うとともに、各種制度等の説明、支援等を実施。
- ② 現地の被害状況等の把握・確認、情報収集等
 - ・ 厚生労働大臣による現地視察（7月12日）
 - ・ 労働局幹部による現地視察（労働局長、労働基準部長、職業安定部長等）（7月11日～7月21日）
 - ・ 道路、河川及び橋梁等の被害状況の視察、復旧工事及び雇用調整等に
係る情報収集等（監督課長、安全課長等）（7月21日）
 - ・ 介護老人福祉施設等の勤務体制、メンタルヘルス対策等の状況確認
（監督課長、健康課長等）（7月21日）

(3) 相談対応等

- ① 7月10日から「大雨被害特別相談窓口」を設置し、労働局及び管内すべての労働基準監督署、ハローワークにおいて相談対応を実施。
- ② 「臨時電話労働相談」の実施（7月15日（土）～17日（月）の3日間）
- ③ 大雨に伴う事業主及び労働者向けの特例などをまとめたリーフレットを作成し、配布。
- ④ 九州経済産業局及び福岡県等関係機関等と連携し、「平成29年7月九州北部豪雨」被災企業等のためのワンストップ相談会を実施予定。

日程：7月31日（月）、8月4日（金） 場所：朝倉市役所朝倉支所

(4) 各種制度等の周知

① 雇用保険関係（別添2参照）

・ 特例的な失業給付の支給

7月5日の災害救助法の適用を受け、災害の影響を受けて事業所が休業する場合に一時的な離職を余儀なくされた方に対して雇用保険失業等給付（基本手当）を支給する特別措置を実施。（7月7日～）

※（適用地域〈【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市、中津市〉の事業所に通勤し、勤務していた方を対象）

- ・ 被災者である雇用保険受給者について、住所管轄安定所での手続きが困難な場合は、来所可能な他の安定所での手続きを可能としている。
- ・ 企業等に対する雇用調整助成金について、労働局ホームページをはじめ、ハローワーク、被災地域を管轄する地方公共団体（福岡県、朝倉市、添田町及び東峰村）、商工会議所等の事業主団体を通じ周知を実施。

② 労災保険関係

- ・ 豪雨による被害により、労災保険給付請求書における事業主証明や医療機関の証明が受けられなくとも請求書を受理できることの周知（7月10日～）（別添3参照）
- ・ 豪雨による被害により、健康管理手帳を提示できない場合でもアフターケアの受診ができる旨の周知（7月13日～）（別添4参照）
- ・ 労災保険の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合の取り扱い弾力化の周知（7月18日～）
- ・ 労災年金の年金証書を紛失した場合、再交付申請書の提出で再発行を受けることができることの周知（7月18日～）。（別添5参照）

③ 労働保険料関係

- ・ 労働保険料等の納付猶予措置等を行うことができることの周知（7月24日～）

④ 労働基準法関係

- ・ 労働基準法等に関するQ & Aを作成し周知（7月18日～）（別添6参照）

（5）労働災害防止対策

- ① 災害復旧工事の発注機関等に対し、労働災害防止対策や熱中症防止対策の徹底を要請（7月10日）
- ② 企業から無償提供を受けた防じんマスク（約1万5千個、熱中症防止用飴（約5千個）を、朝倉市、東峰村社会福祉協議会、労働災害防止団体、土木協同組合等を通じて配布（7月13日～）

2 被害状況等

（1）相談状況（別紙1参照）

相談件数：152件

主な相談内容：雇用保険55件、雇用調整助成金32件、休業手当20件

（2）労働災害発生状況

現時点で労働災害発生の情報なし。

（3）事業場の被災状況

災害救助法の適用となる地域の事業場に対して、被害状況の聞き取り調査を実施中。現時点で休業等の可能性のある事業場は14件。引き続き情報収集するとともに必要な支援等を実施。

福岡労働局及び労働基準監督署・公共職業安定所の相談状況（7月26日現在）

1	相談者数	138名	
	・被災労働者	46名	
	・被災事業主	59名	
	・その他	33名	
2	相談内容・計	152件	
	・雇用保険	55件	(39.9%) ※相談者数で除した割合、以下同じ。
	・雇用調整助成金	32件	(23.2%)
	・休業手当	20件	(14.5%)
	・仕事	7件	
	・年次有給休暇	5件	
	・解雇・雇止め	4件	
	・賃金	3件	
	・非常時災害時の時間外労働	3件	
	・労災補償	2件	
	・住居	2件	
	・安全衛生	1件	
	・その他	18件	

《ポイント》

- ・災害発生直後の7月10日、11日は、27件、23件と関係する問い合わせが多く寄せられたが、7月18日の週からは、相談件数も落ち着いてきている。
- ・雇用保険、雇用調整助成金、休業手当で、全相談の77.5%を占めている。
- ・使用者側・労働者側共に被災に関連する休業手当の支払いに関する相談が多く認められる。

【参考】

○大雨の影響による相談先及び支援内容等

1 労働基準監督署

- (1) 大雨の影響に関連した休業・賃金・解雇などの労働条件、安全衛生、労災補償に関する事

2 ハローワーク

- (1) 被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関する事
- (2) 大雨の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関する事

3 労働局

- (1) 被災した事業場の労働保険料の申告・納付に関する事
(総務部労働保険徴収課)

- (2) 大雨の影響に関連した解雇、休業など総合的な労働相談に関すること
(雇用環境・均等部指導課内総合労働相談コーナー)
(労働基準監督署内総合労働相談コーナー)
- (3) 雇用調整助成金に関すること
(職業安定部職業対策課福岡助成金センター)

【照会先：災害対策本部関係】
総務部

総務調整官 日高 節夫
総務課長 宮原 隆
電話：092 (411)4710

【照会先：労働保険関係】

総務部

労働保険徴収課長 藤戸正二
課長補佐 鳥巢 信二
電話：092 (434)9833

【照会先：総合労働相談関係】

雇用環境・均等部

指導課長 前原 智幸
課長補佐 河嶋 小百合
電話：092 (411) 4762

【照会先：労働基準関係】

労働基準部

監督課長 川辺 博之
主任監察監督官 田中 行広
電話：092(411) 4521

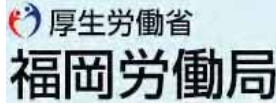
【照会先：職業安定関係】

職業安定部

職業対策課長 竹之下 敏英
課長補佐 永岡 照代
電話：092(411)4701

別添資料目次

- 別添 1 福岡労働局HP掲載事項・・・・・・・・・・ 1P
- 別添 2 大雨による災害により休業している事業主・
労働者の皆様へ・・・・・・・・・・ 3P
- 別添 3 大雨により被災した場合の労災保険給付の請求
について・・・・・・・・・・ 5P
- 別添 4 福岡労働局から労災保険関係のお知らせ・・ 7P
- 別添 5 労災年金証書を紛失した場合について・・ 9P
- 別添 6 平成29年九州北部豪雨に伴う労働基準法等
に関するQ&A・・・・・・・・・・ 11P



ニュース&トピックス

各種法令・制度・手続き

事例・統計情報

窓口案内

労働局について

ホーム > 平成29年7月九州北部豪雨による災害関連情報

平成29年7月九州北部豪雨による災害関連情報

労働基準監督署

ハローワーク

福岡新卒応援
ハローワーク福岡わかもの
ハローワークハローワーク
インターネットサービス

厚生労働省

福岡県

福岡労働局からのお知らせ

- 2017年07月18日 [大雨被害により労災給付の振込先金融機関の通帳・キャッシュカードを紛失した場合\(厚生労働省ホームページへ\)](#)
[大雨被害により労災年金の年金証書を紛失した場合](#)
[平成29年九州北部豪雨に伴う労働基準法等に関するQ&A](#)
- 2017年07月14日 [大雨被害に伴う雇用保険の特例措置に関するQ&A](#)
- 2017年07月13日 [福岡県・大分県等の大雨に伴うアフターケアと義肢等補装具費のお知らせ](#)
- 2017年07月11日 [大雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～](#)
- 2017年07月10日 [大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について\(事業主証明等がなくとも労災保険給付の請求を受け付けます。\)](#)
- 2017年07月07日 [福岡労働局及び県下全ての労働基準監督署・ハローワークに「大雨被害特別相談窓口」を設置します。](#)
[災害救助法の適用\(朝倉市・朝倉郡東峰村\)に伴う雇用保険制度の特別措置について](#)

PageTop

大雨による災害により休業している事業主・労働者の皆様へ ～失業手当と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が大雨により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合

一時的に離職を余儀なくされた方（雇用予約がある場合も含まれます）が、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

〈 災害救助法適用市町村：【福岡県】朝倉市、朝倉郡東峰村、田川郡添田町 【大分県】日田市、中津市 〉

- 雇用保険に6ヶ月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続きが可能です。
(受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きできます。ハローワークにご相談ください。)

※制度利用にあたっての留意事項

本特別措置制度を利用して、失業給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

②大雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合

大雨による災害に伴う経済上の理由により休業を余儀なくされた事業所の事業主が、労働者に休業についての手当を支払えば、雇用調整助成金が利用できます。

- 労働者に支払った休業手当相当額の2/3（中小企業の場合）を助成します。
- 例えば、以下のような場合に使うことができます。
 - ・ 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、来客がない等のため事業活動が縮小した場合
 - ・ 損壊した施設又は設備等の修理業者の手配又は修理部品の調達困難などにより、経済的な取引関係が悪化した場合
 - ・ 風評被害による観光客の減少により、売り上げが減少した場合 等

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

福岡・大分労働局管内ハローワーク

① 事業所が大雨により直接被害を受け、労働者が一時離職する場合【雇用保険特例措置】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部 職業安定課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 6 階	092-434-9801
ハローワーク田川	〒826-8609 田川市弓削田 184-1	0947-44-8609
ハローワーク朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺 480-3	0946-22-8609
大分労働局職業安定部 職業安定課	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 3 階	097-535-2090
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609

② 大雨による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業させる場合【雇用調整助成金】

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 1 階	092-411-4701
福岡労働局職業安定部 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金 臨時窓口	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10 八幡労働総合庁舎 1 階	093-616-0860
大分労働局 大分助成金センター	〒870-0037 大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 4 階	097-535-2100

大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について

事業主証明等がなくとも労災保険給付の請求を受け付けます。

今回の福岡県・大分県等における大雨による土砂災害等（以下「今回の災害」と言います。）で、被災された方等が労災請求をされる場合、通常は労災保険給付請求の手続きをする際には、所定の欄に「所属事業場の事業主の証明」及び「医師等診療担当者の証明」がそれぞれ必要となります。

しかし今回の災害により、事業場が倒壊するなどの事業主証明を受けることが難しい場合、当面の間、事業主証明がなくとも請求書を受け付けます。

また、今回の災害で療養を受けていた医療機関が倒壊するなどし、医師等診療担当者の証明を受けられない場合にも、同様に当面の間、診療担当者の証明がなくとも請求書を受け付けます。

上記の「事業主の証明が受けられない場合」、「診療担当者の証明が受けられない場合」には、労災請求される方が請求書の証明欄に「証明を受けられない理由をご記入ください。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署（別紙のとおり）又は福岡労働局労働基準部労災補償課（TEL 092-411-4799）までお問い合わせください。

労働基準監督署所在地一覧

監督署名		所在地	電話・FAX番号		管轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1	TEL 092-761-5604(労災) TEL 092-761-5605(業務) TEL 092-761-5607(方面) TEL 092-761-5608(安衛) FAX 092-761-5616		福岡市(東区を除く), 春日市, 大野城市, 筑紫野市, 太宰府市, 糸島市、筑紫郡
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL 092-661-3770 FAX 092-661-4178	福岡市東区, 宗像市, 古賀市, 福津市, 糟屋郡	
北九州地域	北九州西	〒806-8540	TEL 093-622-6550	北九州市八幡東区, 八幡西区, 戸畑区, 若松区, 中間市, 遠賀郡	
		北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	FAX 093-622-6555		
	北九州東	〒803-0814	TEL 093-561-0881	北九州市小倉北区, 小倉南区	
		北九州市小倉北区大手町 13-26	FAX 093-561-1197		
	北九州東 門司支署	〒800-0004	TEL 093-381-5361	北九州市門司区	
		北九州市門司区北川町 1-18	FAX 093-381-5363		
行橋	〒824-0005	TEL 0930-23-0454	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡		
	行橋市中央 1-12-35	FAX 0930-23-0453			
筑豊地域	飯塚	〒820-0018	TEL 0948-22-3200	飯塚市, 嘉麻市, 嘉穂郡	
		飯塚市芳雄町 13-6	FAX 0948-22-3202		
	田川	〒825-0013	TEL 0947-42-0380	田川市, 田川郡	
田川市中央町 4-12		FAX 0947-42-0382			
直方	〒822-0017	TEL 0949-22-0544	直方市, 宮若市, 鞍手郡		
	直方市殿町 9-17	FAX 0949-22-0502			
筑後地域	大牟田	〒836-8502	TEL 0944-53-3987	大牟田市, 柳川市, みやま市	
		大牟田市小浜町 24-13	FAX 0944-53-3990		
	久留米	〒830-0037	TEL 0942-33-7251	久留米市, 大川市, 朝倉市, 小郡市, うきは市, 三井郡, 三潴郡, 朝倉郡	
久留米市諏訪野町 2401		FAX 0942-33-7254			
八女	〒834-0047 八女市稲富 132	TEL 0943-23-2121 FAX 0943-23-2123	八女市, 筑後市, 八女郡		

[福岡労働局から労災保険関係のお知らせ]

健康管理手帳を提示できなくてもアフターケアを受診することができます。

また、義肢等補装具がき損等した場合は、修理費用・購入費用を支給します。

平成 29 年 6 月 30 日からの梅雨前線に伴う福岡県・大分県等の大雨による土砂災害等により被災されたアフターケア健康管理手帳をお持ちの方、義肢等補装具等を使用されている方及び義肢等補装具費を請求される方のアフターケア及び義肢等補装具費等についての取扱いは以下のとおりとなります。

1 アフターケアについて

(1) アフターケアの受診について

ア. 健康管理手帳を実施医療機関に提示できない場合には、氏名、生年月日及び対象傷病名をお伝えいただければ、アフターケアを受診することができます。

イ. アフターケアを受けていた実施医療機関が患者受け入れ不可となっている場合や避難先でアフターケア実施医療機関が不明な場合には、最寄りの実施医療機関をご案内いたします。

(2) アフターケア健康管理手帳について

健康管理手帳をなくした場合などは、健康管理手帳を再交付することができます。

※「アフターケア」とは、仕事や通勤によるケガや病気で療養されている方が、そのケガや病気が治った後も、再発や後遺障害に伴う新たな病気を防ぐための診察等を受診することができる制度です。

2 義肢等補装具費について

(1) 土砂災害等により義肢等補装具が、き損・亡失・修理不能となった場合には、修理費用又は購入費用を支給することができます。

(2) 土砂災害等により購入・修理費用請求書に添付する採型指導の証明書が得られない場合には、この証明書の添付は不要です。なお、証明書が提出できない理由を都道府県労働局の担当者にお伝えください。

3 照会先

上記についての不明点及びその他の社会復帰促進等事業の取扱いについては、福岡労働局労災補償課あてにご照会ください。

(問い合わせ先) 福岡労働局 労働基準部

労災補償課 TEL 0 9 2 - 4 1 1 - 4 7 9 9



厚生労働省・都道府県労働局

労災年金証書を紛失した場合について

年金証書の再発行を受けることができます。

今回の福岡県・大分県等の大雨による土砂災害等で被災された方で、傷病（補償）年金・障害（補償）年金・遺族（補償）年金を受けている方が、年金証書をなくしたり、著しく破損したときは、労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署に「年金証書再交付申請書」を提出し、再交付を受けることができます。

「年金証書再交付申請書」は最寄りの労働基準監督署で入手できます。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署（別紙のとおり）又は福岡労働局労働基準部労災補償課（TEL 092-411-4799）までお問い合わせください。

労働基準監督署所在地一覧

監督署名		所在地	電話・FAX番号		管轄
福岡地域	福岡中央	〒810-8605 福岡市中央区長浜 2-1-1	TEL 092-761-5604(労災) TEL 092-761-5605(業務) TEL 092-761-5607(方面) TEL 092-761-5608(安衛) FAX 092-761-5616		福岡市(東区を除く), 春日市, 大野城市, 筑紫野市, 太宰府市, 糸島市、筑紫郡
	福岡東	〒813-0016 福岡市東区香椎浜 1-3-26	TEL 092-661-3770 FAX 092-661-4178	福岡市東区, 宗像市, 古賀市, 福津市, 糟屋郡	
北九州地域	北九州西	〒806-8540	TEL 093-622-6550	北九州市八幡東区, 八幡西区, 戸畑区, 若松区, 中間市, 遠賀郡	
		北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	FAX 093-622-6555		
	北九州東	〒803-0814	TEL 093-561-0881	北九州市小倉北区, 小倉南区	
		北九州市小倉北区大手町 13-26	FAX 093-561-1197		
	北九州東 門司支署	〒800-0004	TEL 093-381-5361	北九州市門司区	
		北九州市門司区北川町 1-18	FAX 093-381-5363		
行橋	〒824-0005	TEL 0930-23-0454	行橋市, 豊前市, 京都郡, 築上郡		
	行橋市中央 1-12-35	FAX 0930-23-0453			
筑豊地域	飯塚	〒820-0018	TEL 0948-22-3200	飯塚市, 嘉麻市, 嘉穂郡	
		飯塚市芳雄町 13-6	FAX 0948-22-3202		
	田川	〒825-0013 田川市中央町 4-12	TEL 0947-42-0380 FAX 0947-42-0382	田川市, 田川郡	
直方	〒822-0017 直方市殿町 9-17	TEL 0949-22-0544 FAX 0949-22-0502	直方市, 宮若市, 鞍手郡		
筑後地域	大牟田	〒836-8502	TEL 0944-53-3987	大牟田市, 柳川市, みやま市	
		大牟田市小浜町 24-13	FAX 0944-53-3990		
	久留米	〒830-0037 久留米市諏訪野町 2401	TEL 0942-33-7251 FAX 0942-33-7254	久留米市, 大川市, 朝倉市, 小郡市, うきは市, 三井郡, 三潴郡, 朝倉郡	
八女	〒834-0047 八女市稲富 132	TEL 0943-23-2121 FAX 0943-23-2123	八女市, 筑後市, 八女郡		

平成29年九州北部豪雨に伴う労働基準法等に関するQ&A

平成29年7月13日版

今回の九州北部豪雨では、尊い人命だけではなく、家屋の流失、鉄道や道路の途絶等大きな被害が生じました。

被災地においては、事業の継続が困難となり、やむを得ず休業とする事業場も見受けられます。

しかしながら、このような状況にあっても、使用者として守らなければならない雇用ルールがあります。

当局は、今回のような非常時における労働基準法等の規定内容や考え方などをQ&A形式に取りまとめました。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

目次

1 九州北部豪雨に伴う休業に関する取扱いについて

Q1-1	今回の災害により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
Q1-2	従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今回の災害に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。
Q1-3	今回の九州北部豪雨のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。
Q1-4	今回の九州北部豪雨で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるのでしょうか。
Q1-5	今回の九州北部豪雨により、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったために労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるのでしょうか。

2 派遣労働者の雇用管理について

Q2-1	派遣先の事業場が災害の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。
Q2-2	派遣先の被災等により、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解除されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時に解雇することは許されるのでしょうか。

3 災害に伴う解雇について

Q3-1	今回の災害を理由に雇用する労働者を解雇・雇止めすることはやむを得ない対応として認められるのでしょうか。
Q3-2	今回の災害により労働者を解雇しようとする場合、どのようなことに気をつけなければならないのでしょうか。
Q3-3	災害の影響で、休んでいる労働者に対し、出勤しなければ退職願を出すよう求めることはできるのでしょうか。
Q3-4	勤め先企業が、被災が比較的少なかった地域にあり、営業・操業が再開しつつありますが、現在避難所にいるため通勤できません。このような中、雇用主から「出勤できなければ解雇する」と言われ、困っています。何か対応策はあるのでしょうか。
Q3-5	育児（介護）休業を取得し休業していたのですが、災害の影響で解雇・雇止めすることは認められるのでしょうか。

4 労働基準法第24条（賃金の支払）について

Q4-1	今回の九州北部豪雨で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が減免されることはあるのでしょうか。
Q4-2	会社が九州北部豪雨等により損壊し、事業活動ができません。社長とも連絡が取れません。これまで働いた分の賃金を支払ってもらうことはできるのでしょうか。また、失業給付は受けることができるのでしょうか。
Q4-3	被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を各労働者から聞いて取りまとめ、賃金から控除することは問題ないのでしょうか。

5 労働基準法第25条（非常時払）について

Q5-1	労働基準法第25条の「災害」には、今回の九州北部豪雨による災害も含まれるのでしょうか。
Q5-2	労働者又はその家族が被災し、又は居住地区が避難地域に指定される等により、住居の変更を余儀なくされる場合の費用は、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当するのでしょうか。

6 労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間制）について

Q6-1	今回の九州北部豪雨により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、労使協定を労使で合意解約し、締結し直すことは可能でしょうか。また、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において休日の振替はどのような場合に認められるのでしょうか。
------	--

7 労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について

Q7-1	今回の災害により、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、被災地域外の他の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するのでしょうか。
------	--

8 労働基準法第36条（時間外・休日労働協定）について

Q8-1	災害直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、どのように対応すればよいのでしょうか。
------	--

9 労働基準法第39条（年次有給休暇）について

9-1	今回の災害による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するよう命じられました。どうすればよいのでしょうか。
Q9-2	今回の災害に伴う復旧・復興の業務等のため、労働者から請求のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難な場合にはどのようにすればよいのでしょうか。

10 その他

Q10-1	飲食店を営営していますが、災害により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。
-------	---

Q10-2	今回の災害の被害により労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。
-------	---

1 九州北部豪雨に伴う休業に関する取扱いについて

Q1-1	今回の災害により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。
A1-1	今回の災害により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っ労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。

Q1-2	従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今回の災害に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。
A1-2	<p>労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われてきた賃金、手当等を、今回の災害に伴う休業については支払わないとすることは、労働条件の不利益変更に該当します。</p> <p>このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する（支払わないこととする）ことはできません。</p> <p>なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う必要があり、それについてはQ1-4・A1-4 及びQ1-5・A1-5 において、最低労働条件として労働基準法第26条に基づく休業手当に係る取扱いを示しておりますが、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づく賃金、手当等の取扱いを示したものではありません。</p>

Q1-3	<p>今回の九州北部豪雨のために、休業を実施しようと思います。</p> <p>この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。</p>
A1-3	<p>雇用調整助成金は、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成するものです。</p> <p>今回の九州北部豪雨に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例と</p>

	<p>しては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なことにより事業活動が阻害されている等になります。</p> <p>本助成金は、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。</p> <p>助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/toiawase.html) をご覧ください。</p>
--	---

Q1-4	<p>今回の九州北部豪雨で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。</p>
A1-4	<p>労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。</p> <p>ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。</p> <p>ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。</p> <p>今回の九州北部豪雨で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。</p> <p>事業の休止に際しては、休業手当を支払った場合に雇用調整助成金が活用でき、また、一時的に離職を余儀なくされた方は雇用保険の失業手当を受給できる場合があります。</p> <p>詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。</p>

Q1-5	<p>今回の九州北部豪雨により、事業場の施設や設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったために労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるでしょうか。</p>
A1-5	<p>今回の九州北部豪雨により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。</p> <p>ただし、休業について、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。なお、Q1-2・A1-2 もご覧ください。</p>

2 派遣労働者の雇用管理について

Q2-1	<p>派遣先の事業場が災害の影響で休業しましたが、派遣先事業主が直接雇用する労働者を休業させたことについては、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たらず、同条に基づく休業手当の支払が不要とされました。このような場合、派遣元事業主と派遣労働者との関係においても、休業手当を支払う必要がないこととなるのでしょうか。</p>
A2-1	<p>派遣中の労働者の休業手当について、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」に当たるかどうかの判断は、派遣元の使用についてなされます。派遣先の事業場が、天災事変等の不可抗力によって操業できないため、派遣されている労働者を当該派遣先の事業場で就業させることができない場合であっても、それが「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないとは必ずしもいえず、派遣元の使用について、当該労働者を他の事業場に派遣する可能性等を含めて、「使用者の責に帰すべき事由」に該当するかどうか判断されます。</p> <p>なお、派遣先事業主が直接雇用する労働者に対する休業手当の支払の場合も含め、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるかどうかの考え方は、Q1-4・A1-4 及び Q1-5・A1-5 をご覧ください。</p> <p>また、今回の災害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、休業についての手当等が支払われ、雇用保険の適用事業所であるなど他の要件を満たせば、雇用調整助成金が利用できます。助成金の詳細については、Q1-3・A1-3 をご覧ください。</p> <p>※ 派遣元の使用は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることとされています。</p> <p>「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」については、以下のURLをご覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/you_ryou_h24/dl/s01.pdf</p>
Q2-2	<p>派遣先の被災等により、派遣先での業務ができなくなったことや、派遣先と派遣元の労働者派遣契約が中途解除されたことにより、派遣元が派遣労働者を即時に解雇することは許されるのでしょうか。</p>

A2-2	<p>まず、「派遣元と派遣先との間の労働者派遣契約」と「派遣元と派遣労働者との間の労働契約」とは別であることに留意する必要があります。派遣元と派遣労働者との間の労働契約は、契約期間の定めのない労働契約である場合（無期労働契約）と契約期間の定めのある労働契約である場合（有期労働契約）があります。</p> <p>有期労働契約の解雇については、労働契約法第17条第1項において、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されていることを踏まえ、適切に対応されることが望まれます。</p> <p>派遣元の使用人は、派遣先での業務ができなくなったり、派遣先との間の労働者派遣契約が中途解除された場合でも、そのことが直ちに労働契約法第17条第1項の「やむを得ない事由」に該当するものではないことに注意してください。このほか、無期労働契約の解雇に関すること等については、Q3-1・A3-1 をご覧ください。</p> <p>また、派遣元の使用人は、「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、派遣先と連携して新たな就業機会の確保を行うことや、新たな就業機会の確保ができない場合でも、休業等を行い、派遣労働者の雇用の維持を図ることとされています。</p> <p>※ 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」については、以下のURLをご覧ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/jukyu/haken/you_ryou_h24/dl/s01.pdf</p>
------	--

3 災害に伴う解雇について

Q3-1	<p>今回の災害を理由に雇用する労働者を解雇・雇止めすることはやむを得ない対応として認められるのでしょうか。</p>
A3-1	<p>災害を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。</p> <p>また、今回の災害の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。</p> <p>解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（例：業務上の怪我や病気による休業をしている期間とその休業が終了した後30日以内の期間の解雇（労働基準法第19条）等）以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例における以下のようなルールに沿って適切に対応する必要があります。</p> <p>①いわゆる「正社員」など無期労働契約（期間の定めのない労働契約）の場合</p> <p>労働契約法第16条では、「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。」と規定されています。</p> <p>特に、整理解雇（経営上の理由から余剰人員削減のためになされる解雇）については、裁判例において、解雇の有効性の判断に当たり、（1）人員整理の必要性、（2）解雇回避努力義務の履践、（3）被解雇者選定基準の合理性、（4）解雇手続の妥当性、という4つの事項が考慮されております。</p> <p>「解雇回避努力義務の履践」とは、使用者が、配転や出向、希望退職の募集等他の手段によって解雇の回避を試みているかのことを言います。</p> <p>②有期労働契約（期間の定めのある労働契約）の場合</p> <p>※ パートタイム労働者や派遣労働者に多く見られる契約形態です。なお、期間の定めのない労働契約の下で働くパートタイム労働者や派遣労働者については①をご覧ください。</p> <p>労働契約法第17条第1項では、「使用者は、期間の定めのある労働契約について、やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間において、労働者を解雇することができない。」と規定されており、有期労働契約期間中の解雇は、その契約期間が労働者と使用者の合意により決定したものであることから、無期労働契約の場合よ</p>

	<p>りも、解雇の有効性は厳しく判断される点に留意が必要です。(※)</p> <p>※ 裁判例においても、「当該解雇が、3か月の雇用期間の途中でなされなければならないほどの、やむを得ない事由の発生が必要であるというべきである。」とされています。(安川電機八幡工場(パート解雇・仮処分)事件 福岡高裁 平成14年9月18日決定 他)</p> <p>また、有期労働契約であっても、無期労働契約と実質的に異なる状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、労働契約法第19条(いわゆる「雇止め法理」について、最高裁判例の趣旨を規定したものの。)の規定により、雇止めが認められないことがあります。</p> <p>個別の解雇・雇止めの当否については最終的には裁判所における判断となりますが、これらの規定の趣旨や裁判例等に基づき、適切に対応されることが望まれます。</p> <p>なお、個別の事案につきましては、労働局や労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご利用ください。 (http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html)</p> <p>また、今回の災害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合に、解雇をせずに、従業員の雇用を維持するために休業等で対応される場合、休業についての手当等が支払われ、雇用保険の適用事業所であるなど他の要件を満たせば、雇用調整助成金が利用できます。助成金の詳細については、Q1-3・A1-3 をご覧ください。</p>
--	---

Q3-2	<p>今回の災害により労働者を解雇しようとする場合、どのようなことに気をつけなければならないでしょうか。</p>
A3-2	<p>災害を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。また、今回の災害の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。解雇の有効性などに関する労働契約法のルール等(整理解雇や雇止めに関する裁判例の考え方を含む)については、詳しくはQ3-1・A3-1 をご覧ください。</p> <p>労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、解雇を行う場合の手当等の支払を定めているときは、労働契約等に基づき当該手当の支払等を行う必要があります。</p> <p>最低労働基準を定める労働基準法との関係では、同法第19条では、原則として、使用者は、労働者が業務上の負傷又は疾病のため休業する</p>

	<p>期間及びその後 30 日間、産前産後の女性が労働基準法第 65 条に基づいて産前産後の休業をする期間及びその後 30 日間は、労働者を解雇してはならないとされています。</p> <p>また、労働基準法第 20 条では、原則として、使用者は労働者を解雇する場合には、30 日前に予告するか 30 日分の平均賃金（解雇予告手当）を支払わなければならないとされています。</p>
--	---

Q3-3	<p>災害の影響で、休んでる労働者に対し、出勤しなければ退職願を出すよう求めることはできるのでしょうか。</p>
A3-3	<p>退職の意思表示については、あくまで労働者の自発的な意思表示によるものである必要があります。労働者の自由な意思を妨げる退職勧奨は、違法な権利侵害に当たると判断された裁判例（下関商業高校事件 最高裁第一小法廷 昭和 55 年 7 月 10 日）が存在することを踏まえ、対処いただくことが望まれるものです。使用者が一方的に労働契約を解除する解雇については、労働契約法等によって規律されたルールに従う必要があります。詳しくは Q3-1・A3-1 をご覧ください。</p> <p>なお、労働者と会社との間の労働契約に基づき出勤することとされた日（所定労働日）については、法定の年次有給休暇や会社の特別の休暇などを利用して休む場合を除き、原則として事業主に対して、労務を提供する義務があります。労働者がこうした年次有給休暇等によらずに会社を休む際は、欠勤する理由を会社に説明し、欠勤について理解を得るよう努めることが望ましいと考えられます。</p>

Q3-4	<p>勤め先企業が、被災が比較的少なかった地域にあり、営業・操業が再開しつつありますが、現在避難所にいるため通勤できません。このような中、雇用主から「出勤できなければ解雇する」と言われ、困っています。何か対応策はあるのでしょうか。</p>
A3-4	<p>災害を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。</p> <p>解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利の濫用として無効となります（労働契約法第 16 条）。</p> <p>また、雇止めについては、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状態に至っている契約である場合や、反復更新の実態、契約締結時の経緯等から雇用継続への合理的期待が認められる場合は、労働契約法第 19 条の規定により認められないことがあります。</p>

	<p>この点について、労働者が避難所にいるために通勤が困難であることのみを理由に解雇をすることは、一般的には相当でないと考えられます（ただし、最終的には個別の事情を総合的に勘案して判断されます）。</p> <p>まずは、労使がよく話し合っ、労働者の不利益を回避する方策を見いだすよう努力いただくことが重要です。</p> <p>個別の事案につきましては、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご活用ください。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html)</p>
--	--

Q3-5	<p>育児（介護）休業を取得し休業していたのですが、災害の影響で解雇・雇止めすることは認められるのでしょうか。</p>
A3-5	<p>災害を理由とすれば無条件に解雇や雇止めが認められるものではありません。また、今回の災害の影響により、厳しい経営環境に置かれている状況下においても、出来る限り雇用の安定に配慮していただくことが望まれます。</p> <p>解雇については、法律で個別に解雇が禁止されている事由（例：業務上の怪我や病気による休業をしている期間とその休業が終了した後30日以内の期間の解雇（労働基準法第19条）等）の他、使用者は、育児休業や介護休業の申出や取得を理由として、解雇その他不利益な取扱いをすることが禁止されています（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第10条及び第16条）。災害を理由とする業務縮小等に伴う解雇だと言いながら、実際は育児休業や介護休業を取得していること等を理由として解雇していると認められる場合には、育児・介護休業法違反となります。これら以外の場合は、労働契約法の規定や裁判例におけるルールに沿って適切に対応する必要があります。詳しくはQ3-1・A3-1をご覧ください。</p> <p>個別の事案につきましては、労働局や各労働基準監督署に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご活用ください。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html)</p> <p>また、育児休業、介護休業等に伴うトラブルの発生については、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にご相談ください。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/)</p>

4 労働基準法第24条（賃金の支払）について

Q4-1	今回の九州北部豪雨で、①事業場の倒壊、②資金繰りの悪化、③金融機関の機能停止等が生じた場合、労働基準法第24条の賃金の支払義務が減免されることはあるでしょうか。
A4-1	労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。 ご質問については、労働基準法には、天災事変などの理由による賃金支払義務の減免に関する規定はありません。

Q4-2	会社が九州北部豪雨等により損壊し、事業活動ができません。社長とも連絡が取れません。これまで働いた分の賃金を支払ってもらうことはできるのでしょうか。また、失業給付は受けることができるのでしょうか。
A4-2	労働基準法第24条においては、賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定期日を定めて支払わなければならないとされています。既に働いた分の賃金は、当然に支払われなければならないとされています。可能であれば、会社の経営者などに連絡をとり、支払を求めることをお勧めします。 なお、事業活動が停止し、再開の見込みがなく、賃金の支払の見込みがないなど、一定の要件を満たす場合には、国が事業主に代わって未払賃金を立替払する「未払賃金立替払制度」を利用することができます。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にご相談ください。 また、事業主が所在不明であること等により、手続に必要な離職票がもらえない場合や、その他失業給付の具体的な手続方法等については、お近くのハローワークにご相談ください。

Q4-3	被災地への義援金を社内で募る場合、募金額を各労働者から聞いて取りまとめ、賃金から控除することは問題ないでしょうか。
A4-3	賃金からの控除については、労働基準法第24条においては、賃金の全額を直接労働者に支払うことが原則とされていますが、その例外として、 ① 法令に別段の定めがある場合 ② 事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定

がある場合

に限り、賃金から一部の金額を控除することが認められています。

上記②の労使協定により控除できるのは、社宅や寮の費用など、労働者が当然に支払うべきことが明らかなものとされています。労働者が自主的に募金に応じる場合は、一般的にはその労働者が当然に支払うべきことが明らかなものと考えられるため、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等との書面による協定を締結し、その労働者の賃金から募金額を控除することは可能です。

なお、②の労使協定があったとしても、募金に応じる意思がない労働者の賃金から義援金として一律に控除することは認められず、労働基準法違反となりますので注意が必要です。

5 労働基準法第25条（非常時払）について

Q5-1	労働基準法第25条の「災害」には、今回の九州北部豪雨による災害も含まれるでしょうか。
A5-1	<p>労働基準法第25条では、労働者が、出産、疾病、災害等の非常の場合の費用に充てるために請求する場合は、賃金支払期日前であっても、使用者は、既に行われた労働に対する賃金を支払わなければならないと定められています。</p> <p>ここでいう「疾病」、「災害」には、業務上の疾病や負傷のみならず、業務外のいわゆる私傷病に加えて、洪水等の自然災害の場合も含まれると解されています。</p> <p>このため、労働基準法第25条の「災害」には今回の九州北部豪雨による災害も含まれると考えられます。</p>
Q5-2	労働者又はその家族が被災し、又は居住地区が避難地域に指定される等により、住居の変更を余儀なくされる場合の費用は、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当するでしょうか。
A5-2	ご質問にあるような費用は、災害によるものとして、労働基準法第25条の「非常の場合の費用」に該当すると考えられます。

6 労働基準法第32条の4（1年単位の変形労働時間制）について

Q6-1	<p>今回の九州北部豪雨により、事業場又は関連事業場が被害を受け、当初の予定どおり1年単位の変形労働時間制を実施できなくなった場合、労使協定を労使で合意解約し、締結し直すことは可能でしょうか。また、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において休日の振替はどのような場合に認められるのでしょうか。</p>
A6-1	<p>労働基準法第32条の4においては、労使協定において、1年以内の変形期間を平均して1週間あたりの労働時間が40時間を超えない範囲内で、1週に1回の休日が確保される等の条件を満たした上で、労働日及び労働時間を具体的に特定した場合、特定の週及び日に1日8時間・1週40時間の法定労働時間を超えて労働させることができるとされています。</p> <p>今回の九州北部豪雨により、1年単位の変形労働時間制を採用している事業場において、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが困難となる場合が想定されます。1年単位の変形労働時間制は、対象期間中の業務の繁閑に計画的に対応するために対象期間を単位として適用されるものであるため、労使の合意によって対象期間の途中でその適用を中止することはできないと解されています。</p> <p>しかしながら、今回の九州北部豪雨による被害は相当程度に及んでおり、当初の予定どおりに1年単位の変形労働時間制を実施することが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、労使でよく話し合った上で、1年単位の変形労働時間制の労使協定について、労使で合意解約をしたり、あるいは協定中の破棄条項に従って解約し、改めて協定し直すことも可能と考えられます。</p> <p>ただし、この場合であっても、解約までの期間を平均し、1週40時間を超えて労働させた時間について割増賃金を支払うなど協定の解約が労働者にとって不利になることのないよう留意が必要です。</p> <p>また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合において、労働日を特定した時点では予期しなかった事情が生じ、やむを得ず休日の振替を行わなければならないことも考えられます。そのような場合の休日の振替は、以下のとおりとさせていただくことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就業規則に、休日を振り替えることができる旨の規定を設け、休日の振替の前にあらかじめ振り替えるべき日を特定して振り替えるものであること。 ○ 対象期間のうち、特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間と

して労使協定で定める期間をいう。) 以外の期間においては、連続労働日数が 6 日以内となること。

○ 特定期間においては 1 週間に 1 日の休日が確保できる範囲内であること。

7 労働基準法第33条（災害時の時間外労働等）について

Q7-1	<p>今回の災害により、被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインの早期復旧のため、被災地域外の他の事業者が協力要請に基づき作業を行う場合に、労働者に時間外・休日労働を行わせる必要があるときは、労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。</p>
A7-1	<p>労働基準法第32条においては、1日8時間、1週40時間の法定労働時間が定められており、これを超えて労働させる場合や、労働基準法第35条により毎週少なくとも1日又は4週間を通じ4日以上与えることとされている休日に労働させる場合は、労使協定（いわゆる36協定）を締結し、労働基準監督署に届けていただくことが必要です。</p> <p>災害その他避けることのできない事由により臨時に時間外・休日労働をさせる必要がある場合においても、例外なく、36協定の締結・届出を条件とすることは実際的ではないことから、そのような場合には、36協定によるほか、労働基準法第33条第1項により、使用者は、労働基準監督署長の許可（事態が急迫している場合は事後の届出）により、必要な限度の範囲内に限り時間外・休日労働をさせることができるとされています。</p> <p>労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定ですので、厳格に運用すべきものです。なお、労働基準法第33条第1項による場合であっても、時間外労働・休日労働や深夜労働についての割増賃金の支払は必要です。</p> <p>御質問については、被災状況、被災地域の事業者の対応状況、当該労働の緊急性・必要性等を勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の災害による被害が相当程度のものであり、一般に早期のライフラインの復旧は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。</p> <p>ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に100時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/)</p>

101104-1. pdf)

なお、災害発生から相当程度の期間が経過し、臨時の必要がない場合に時間外・休日労働をさせるときは、36協定を締結し、届出をしていただくこととなります。

8 労働基準法第36条（時間外・休日労働協定）について

Q8-1	<p>災害直後には十分な企業活動ができなかったことを受けて、現在、業務量が増加し、36協定で定めた延長時間を超えることになりそうですが、どのように対応すればよいでしょうか。</p>
A8-1	<p>労働基準法に定める労働時間の原則は、1日8時間、1週40時間とされていますが、労使協定（36協定）を締結し、労働基準監督署に届け出た場合は、協定で定める範囲内で1日8時間、1週40時間の法定労働時間を超えて、労働させることも可能です。</p> <p>36協定を締結し、届け出ている場合であっても、36協定で定める範囲を超える時間外労働をさせることはできないので、36協定で定める範囲外の時間外労働を可能とするには新たに36協定を締結し直し、届け出ることが必要です。ただし、36協定で延長できる労働時間の限度については、大臣告示（限度基準告示）が定められており、36協定の内容は、限度基準告示に適合したものとするようにしなければならぬとされています。</p> <p>また、時間外・休日労働はあくまで必要の限度において認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に100時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導等を実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。</p>

9 労働基準法第39条（年次有給休暇）について

Q9-1	<p>今回の災害による影響を受けて、会社から年次有給休暇を取得するよう命じられました。どうすればよいのでしょうか。</p>
A9-1	<p>労働基準法第39条第1項では、使用者は一定期間継続して勤務した労働者に対して、年次有給休暇を与えなければならないと定められています。</p> <p>この年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められており（同条第5項本文）、使用者に命じられて取得するものではありません。</p> <p>なお、労働基準法においては、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時季に年次有給休暇を与えることができる（同項ただし書）こととされ、また、年次有給休暇のうち5日を超える分については、労使協定により計画的に与えることができる（同条第6項）とされています。</p> <p>ただし、これらは年次有給休暇について使用者が一方的に労働者にその取得を命じることができることを定めたものではありません。</p>
Q9-2	<p>今回の災害に伴う復旧・復興の業務等のため、労働者から請求のあった日に、年次有給休暇を与えることが困難な場合にはどのようにすればよいのでしょうか。</p>
A9-2	<p>年次有給休暇については、使用者は、労働者が請求する時季に与えなければならないと定められています（労働基準法第39条第5項本文）。ただし、労働者が請求した時季に年次有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合には、使用者は他の時期に年次有給休暇を与えることができると定められています（同項ただし書）。</p> <p>したがって、今回の災害に伴う復旧・復興の業務等への対応を行うに当たって、労働者が請求する時季に年次有給休暇を与えることが、事業の正常な運営を妨げる状況にある場合には、他の時期に与えることができます。</p> <p>事業の正常な運営を妨げる状況であるか否かについては、労働者の所属する事業場を基準として、事業の規模、内容、当該労働者の担当する作業の内容、性質、作業の繁閑、代行者の配置の難易、労働慣行等諸般の事情を考慮して客観的に判断すべきであると考えられ、災害後の事業を取り巻く状況も踏まえて個別に判断されます。</p>

10 その他

Q10-1	<p>飲食店を経営していますが、災害により店舗の被災はなかったものの、来客数が激減し、売上げが大幅に下がっています。このため、従業員の賃金を引き下げようと考えていますが、問題はありますか。</p>
A10-1	<p>労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われていた賃金、手当等を引き下げるとは、労働条件の不利益変更に該当します。</p> <p>このため、労働者との合意など、賃金について定めている労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更ルールによらずに、賃金の引下げをすることはできません。</p> <p>すなわち、賃金引下げなどの労働条件の変更は労働者と使用者の個別の合意があればできますが、就業規則の変更により賃金の引下げを行うには、労働者の受ける不利益の程度、変更の必要性、変更後の内容の相当性、労働組合等との交渉の状況等に照らして合理的であること、また、変更後の就業規則を労働者に周知させることが必要です（労働契約法第8条、第9条、第10条）。また、労働基準法では、就業規則の変更の際には、労働者の代表等の意見を聴くこととともに、労働基準監督署への届出が義務付けられています（労働基準法第89条、第90条）。</p> <p>（参考）労働契約法について http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/keiyaku.html</p> <p>なお、個別の事案につきましては、各都道府県労働局等に設置されている総合労働相談コーナーにおいて、民事上の労働問題に関する相談・情報提供等を行っておりますので、必要に応じてご活用ください。 http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/index.html</p>
Q10-2	<p>今回の災害の被害により労働者が出勤できなかった場合、出勤しなかった日の賃金の支払は必要でしょうか。</p>
A10-2	<p>労働契約や労働協約、就業規則等に労働者が出勤できなかった場合の賃金の支払について定めがある場合は、それに従う必要があります。また、例えば、会社で有給の特別な休暇制度を設けている場合には、その制度を活用することなども考えられます。</p> <p>このような定めがない場合でも、労働者の賃金の取扱いについては、労使で十分に話し合ってください、労働者の不利益をできる限り回避す</p>

るよう に努力 するこ とが大 切です。

詳細内容

タイトル	就職応援フェア(合同会社説明会)
日時	平成29年8月9日(水) 12:00~18:00
場所	アクロス福岡 イベントホール
内容	概ね40歳未満の若年者及び平成30年3月大学等卒業予定者等(3年以内既卒者を含む)を対象とした合同会社説明会。(本年度3回開催するうちの2回目)
担当者	職業安定部 職業安定課 若年雇用対策係 木田 TEL092-434-9802

タイトル	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定交付式
日時	平成29年7月28日(金) 13:00~
場所	福岡労働局 局長室
内容	女性活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、労働局への申請により厚生労働大臣の認定(えるぼし)を受けることができ、このたび、福岡初の建設業で2社を認定し、その認定通知書交付式を行う。
担当者	

タイトル	
日時	
場所	
内容	
担当者	

タイトル	
日時	
場所	
内容	
担当者	